

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第七号
令和三年三月一日発行（抜刷）

論
文

仮殿遷宮の研究

—— 菌田守良の論説を中心に ——

堀
川
秀
徳

仮殿遷宮の研究 —— 蘭田守良の論説を中心に ——

堀川 秀 徳

□要 旨

本稿では、仮殿遷宮の研究を通して、神宮の遷宮史における中世的遷宮から近世的遷宮へと移行していった変遷について説いていきたい。まず、平安期末から中絶期に至る間に、正殿の屋根の朽損による殿内の湿損等を理由に仮殿遷宮が顕著に行われながら正遷宮を行っていく時代を中世的遷宮と位置づけたい。その後、鎌倉期から式年遷宮の中絶期を中心に、多種多様な要因で仮殿遷宮が行われた。そして、様々な形式で執り行われた仮殿遷宮を類型化し、可否を加えた顕著な記録は、江戸時代後期の神宮祠官である蘭田守良（そらだもろよし）の記した『神宮典略』より以前に他に見当たらない。その中の「式年外遷宮」から守良の神道思想による仮殿遷宮の姿を考察し、様々な要因や形式を一般的にするのではなく、複数に分類し、整理することが可能かと思われる。これらを踏まえて、仮殿遷宮に潜在する要素を明らかにして考察すると、時代によって仮殿遷宮の意義に変遷が見られることが解される。中絶期を中心に生じる古殿の扱いの変更、仮殿遷宮における造宮使（修理使）任命の有無、儲殿遷宮の要因を掲げ、それらが中世的遷宮からの移行期として捉えることが可能かと思われる。天正期に式年遷宮は再興を迎え、正殿御屋根に屋根板を敷くという造営工事上の英断を下し、萱屋根の修理に当たった針返役人は

断絶することになる。結果、臨時的な御炎上等を除いて、正殿の萱の朽損を理由とする仮殿遷宮が行われる時代は終焉を迎える。そして、江戸幕府という統一的且安定的な政権下で式年遷宮が営まれる時代を近世的遷宮と区分したい。

□キーワード

神宮 遷宮 仮殿遷宮 蘭田守良 神宮典略 式年外遷宮 針返役人
黒木造 蘭田守良

はじめに

神宮式年遷宮は、室町時代の『遷宮例文』に「皇家第一の重事、神宮無双の大営」と記され、二十年に一度諸殿舎を造替するだけでなく、御装束神宝を新調し、勅使参向のもと新殿に御正体を御遷しする国家最大の重儀である。これを「正遷宮」と称する一方、それ以外に様々な理由から臨時的な遷宮が執り行われてきた。正殿の御屋根や千木を始め心御柱・御装束等に異常が見られた際に、仮の殿舎を

設ける乃至東宝殿等の諸殿舎を仮殿として御遷し申し上げ、正殿の修理が完了した後に還御される。これを「仮殿」又は「仮殿遷宮」等と言い、平安末期から徐々に増え始め、その多くは中世に集中している。特に、室町期における両宮約一二〇年以上式年遷宮が中絶している間にもこれが行われ、天正十三年（一五八五）に両宮で行われた式年遷宮前後まで顕著に見られる。また、近しいところでは昭和十七年（一九四二）にも内宮にて齋行され、どの時代においても、状況に応じて禰宜層が中心となり宮中を奉護する中で、異常が確認され次第、一貫して仮殿遷宮を行うべき旨を注進している。その後、宮司・祭主への上申を経て朝廷へ上奏され、占断を仰ぐことになり、日時選定の上、宣旨を賜り下されて行われる。この一連の過程は正遷宮と同様である。

凡そ、仮殿遷宮の研究の多くは、式年遷宮の延引・中絶期の処置としての側面^①や、中世社会を中心とする怪異によって行われる側面^②等も保有している。確かに、仮殿遷宮が行われる事由は様々である。

本稿では、一括して仮殿遷宮とするのではなく、個別に見ながらどのような分類できるかという点と、仮殿遷宮の根底にはどういった要素が潜在しているかという点、更にはその可否について、先哲に導かれながら改めて整理したい。そして、近世に入ると仮殿遷宮が齋行されることがほとんどなくなっていた。なぜ、遷宮の中絶期を中心に中世に繁多に見られた仮殿遷宮が終焉を迎えたのか考察を深めたい。

第一節 仮殿遷宮と正遷宮との比較

一、諸行事の比較について

現存する最古の遷宮記は、建久元年（一一九〇）に内宮で執り行われた正遷宮の記録である『建久元年内宮遷宮記』（原名『文治三年記』）である。その八年後

の建久九年に、同じく内宮で齋行された仮殿遷宮の記録である『建久九年仮殿遷宮記』と併せて、同時代の遷宮を知り得る上で最も重要且貴重な史料の一つである。この両者の記録を比較しながら、仮殿遷宮と正遷宮の比較検討を深めたい。まず、『建久元年内宮遷宮記』^③に見える遷宮諸祭については、次の通り列举しておきたい。

(ア)	文治三年	十月 十八日	造宮使大中臣公宣の参宮饗膳
(イ)		十月 二十七日	山口祭
(ウ)		四年 三月	造宮使大中臣為定の事始一殿饗膳
(エ)		八月 二十九日	手鋒始饗膳
(オ)		五年 八月 二十二日	造宮使大中臣有能の事始
(カ)		同	鎮地祭
(キ)		八月 二十八日	心御柱奉建
(ク)		八月 二十九日	立柱上棟
(ケ)		六年 二月 二十四日	堅魚木奉上
(コ)		四月 二日	杵築祭
(サ)	建久元年	八月 二日	造宮使大中臣清房の事始
(シ)		九月 十二日	神宝読合
(ス)		九月 十三日	宮飾事
(セ)		九月 十四日	御衣神事
(ソ)		九月 十五日	御卜神事
(タ)		九月 十六日	河原御祓
(チ)		同	遷御次第等

と十七の諸行事に整理することが可能かと思われる。当該の正遷宮と現行の式年

遷宮との主な相違点は、建久年間には造宮使が補任されて神宮へ参拝する拝賀があるという点、山口祭からの遷御に至る期間が足掛け四年と短い点、心御柱が建てられるのは鎮地祭の直後である点等があげられる。

そして、準備に際して、(ウ)・(オ)・(サ)と三度にわたり造宮使が交替するという経緯を有している。大中臣公宣の逝去に伴い大中臣為定が任を受け、次に大中臣為定も「為定養子、彼故障替」を理由にして大中臣有能が急遽就任し、卒爾につき饗膳を取りやめている⁵。大中臣有能も母の逝去による服忌に掛かるため、遷御の一か月前に大中臣清房に交替している⁶。本来的には、造宮使は異常がなければ遷御完遂まで任を全うすることが慣例である。加えて(ス)の宮飾事は、御殿に金物を打ち付ける現在の寛祭に相当すると思われる。(ソ)の御卜神事に關して言うと、神嘗祭当日に併せて遷御されることから、神嘗祭の御卜の神事を兼ねていると考えられ、建久期の正遷宮を同神事も含めて、実質的には十四の諸行事で構成されていることが解される。

次に、建久九年時の仮殿遷宮について見ていきたい。抑々、仮殿遷宮は正殿に修理が必要となった場合に、一時的に仮殿を設けて奉遷し、正殿に修理を施す。そのため、神宮側から朝廷側に仮殿遷宮が必要である旨を「注進状」として上申することが起因となる。御垣内の警護にあたる禰宜等の巡視時等で異常が発見されて後、祭主・大宮司に上申し、祭主より朝廷へ言上して更に上奏され、執行の有無や日時を選定等が占断されるのである。建久九年の内宮仮殿遷宮においては、その三年前である建久六年十二月二十六日に、正殿以下東西宝殿や各殿舎御門の差檜皮葺葺が朽損し、修理が必要な旨を注進している⁷。つまり、前回にあたる建久元年の正遷宮より僅か満五年を経過したところで、早くも各殿舎の屋根等に異常が見られたのである。また、当仮殿遷宮の諸祭を見ると心御柱を奉建するも位置の相違がみられ、改立に及んでいて諸行事が遅延している。再度日時を選定しているため、同伴に関わる部分は、例外的であるため次の項目から除外したい⁸。

- (ア) 建久九年 二月二十九日 修理造宮使大中臣隆宗参宮饗膳
- (イ) 三月 十八日 心御柱奉採
- (エ) 四月 六日 木造始
- (カ) 四月二十四日 鎮地祭
- (キ) 同 心御柱奉建
- (ク) 七月 六日 立柱上棟
- (セ) 七月 十四日 御装束裁縫行事(十五日)
- (タ) 七月 十五日 河原御祓(御装束奉飾・洗清)
- (チ) 七月 十六日 遷御

以上のように九つの諸行事を近例である建久の正遷宮と諸祭を照合してみると、(ア)は、名称こそ異なるが、造宮使拝賀と一殿(現在の五丈殿)にて饗膳を同じく行っており、(イ)の山口祭は、造宮に必要な材木の伐採にあたり山の神を鎮める祭祀で知られるが、一殿での行事の後、「今日奉採⁹造替心御柱、安置新宮所」と見えることから(イ)の「心御柱奉採」と全く同意と思われる。

(エ)の手銚始についても、「于^レ時造宮已下進^二出^一殿前一拜之、次番匠等小工堪^レ事進寄切^二木口^一打^レ墨(後略)¹⁰」とあることから事実上の(エ)木造始祭と同意と取って良いと思われる、それ以降の正遷宮の諸行事(カ)(キ)(ク)(セ)(タ)(チ)と仮殿遷宮諸行事(カ)(キ)(ク)(セ)(タ)(チ)は、同じ意義を有して進められてきたと考えられる。尚、正殿造宮に関わる諸祭の中でも(ケ)(コ)(ス)にあたる諸祭が仮殿造宮時には見当たらない他、御装束は改められるも御神宝の新調は行わず、先の正遷宮で納められた御神宝類を威儀物として御遷しするため、(シ)の読合を行う必要もない。加えて(ソ)の御卜神事は、仮殿遷宮が神嘗祭に併せて行われるというわけではないので、ここでも見ることが出来ない。

正遷宮の要素から差し引いて、仮殿遷宮の諸行事に残存した行事が仮殿遷宮を斎行するための必須的な条件であると思われる。個別に諸祭を見ていくと、造宮使の拝賀に関わる(ア)、心御柱に関わる(イ)(エ)(キ)、造宮工事に関わる諸祭の中でも鎮地祭(カ)・立柱上棟祭(ク)、そして御飾に該当する御装束裁縫行事(ソ)と御装束奉飾、御神宝は新調しないため奉飾する御装束を始めとする御料を祓うための河原御祓(タ)、最後に御正体を御遷しする行事である遷御(チ)と大きく区分したい。整理すると、造宮使拝賀、心御柱に関わる諸行事、鎮地・立柱上棟祭、御飾、河原御祓、遷御が仮殿遷宮を執り行う上で必須的な条件を保有していたと考えられる。

二、取物の比較について

遷御を執り行う際に、御正体だけでなく御神宝を始め、奉遷する時に使用する御料を取物と呼称する。この御神宝類や奉遷御料についても、仮殿遷宮と正遷宮では相違点があったのか否かについて検討を深めたい。

最も古い仮殿遷宮記である『建久九年内宮仮殿遷宮記』に「仮殿御遷宮取物次第行事¹¹⁾」として、奉遷時の御列を前陣と後陣に分けて記されている。同時代の正遷宮との比較をしたいが、遷宮記を見ても『建久元年内宮遷宮記』¹²⁾『安貞二年内宮遷宮記』¹³⁾『宝治元年内宮遷宮記』¹⁴⁾は、何れも行事次第を理解する事が出来ても、記された形式が異なるため、何を奉遷したか確認し難い。御列を記した形式の遷宮記は、元亨期まで下ることとなる。ここでは、建久九年(一一九八)の『建久九年内宮仮殿遷宮記』と、その約一二〇年後である元亨三年(一二三三)の『元亨三年内宮遷宮記』¹⁵⁾双方に記載されている取物次第条を一覧表にして比較したい。但し、奉仕員の氏名を除いて奉遷御料と員数のみ掲載したい。

まず、建久九年仮殿遷宮時の御物を基準に異同が見られるのは、前陣供奉の「菅御笠二枚」「雑作御大刀十腰」、後陣供奉「紫御翳二枚」が見られない点、逆に建

建久九年内宮仮殿遷宮		元亨三年内宮正遷宮	
名称	員数	名称	員数
一前陣供奉		一前陣供奉	
(宮掌八人)		(宮掌六人)	
秉燭内人	十人	秉燭内人	十人
道敷奉仕内人	十六人	道敷奉仕内人	十六人
行障	二人	行障	二人
御楯	六枚	御楯	十四枚
御杵	六基	御杵	十四基
御靱	六腰	御靱	十四腰
御弓	六張	御弓	十四張
菅刺羽	二枚	菅御翳	二枚
紫御羽	二枚	紫御翳	二枚
金銅作御大刀	四腰	雑作御大刀	十腰
玉纏御大刀	四腰	玉纏須賀利御大刀	二腰
御飾劔	四腰		
御鏡筥	四合	御鏡筥(筥カ)	四合
御櫛筥	四合	御櫛筥(筥カ)	四合
御蓋	一基	御蓋	一基
同綱	十人	同綱	二十人
御絹垣		御絹垣	
一後陣供奉		一後陣供奉	
御鏡筥	四合	御鏡筥(筥カ)	四合
玉佩御筥	四合	玉佩御筥(筥カ)	四合
須我利御大刀	四腰	玉纏須賀利御大刀	四腰
余銅作御大刀	四腰	金銅作御大刀	十二腰
御蓋	一基	御蓋	一基
同綱		同綱	
菅御笠	二枚	菅御笠(笠カ)	二枚
御弓	六張	紫御翳	二枚
御靱	六腰	御靱	十二張
御杵	六基	御杵	十四基
御楯	六枚	御楯	十四枚

久九年時にしか見られない御物は、前陣の「金銅作御大刀四腰」「御飾劔四腰」である。菅御笠・紫御翳が見えない件は、建久九年の前陣供奉に同御物が見られるだけでなく、建久九年時の「金銅作御大刀四腰」「玉纏御大刀四腰」「御飾劔四腰」の計十二腰に対して、元亨期は「雑作御大刀十腰」「玉纏須賀利御大刀二腰」の計十二腰で、前陣の大刀類の員数は同数である。「御楯」「御杵」「御鞆」「御弓」は前後両陣ともに員数に相違があり、御正体の周囲の垣である絹垣の奉仕員は、正遷宮時に比べて仮殿遷宮時は半数である。

補足的に言うると、『仁治三年内宮仮殿遷宮記』では、「絹垣」の奉仕は二十人、前陣に「菅御笠二枚」¹⁶であることが確認でき、各仮殿遷宮によつて捧持される取物に異同が見られる。しかし、相対的には御一宿の仮殿への遷御において員数に多少の差異が見られるも、正遷宮の奉遷御列及び威儀物とほぼ同等の御神宝を御遷ししていることから、正遷宮に準じていることと結論付けたい。

三、まとめ

以上の考察から、仮殿遷宮と正遷宮を諸祭儀と取物の観点から比較すると共に、若干の考察を加えて纏めとしたい。

一、仮殿遷宮を執り行う上での必須条件としては、造宮使（修理使）補任及び拝賀、心御柱に関わる諸神事、造宮工事に関わる鎮地祭と立柱上棟祭、造宮工事が完了して後に行われる御飾、奉遷御料を始め奉仕員を河原御祓にかけ、遷御に至る部分を至要たる祭儀として位置づけることが出来る。

二、仮殿へ奉遷される際の取物については、正遷宮と比べて多少の員数の差異が見られるも、その品目はほぼ同等である。

三、御樋代・御船代の調製が無かった点について考察すると、御杣山の変遷が見られることから、大径木の採集が困難になるだけでなく、短い期間での

製材は油分が枯れないため、木材の暴れを招くことが推測される。そのため、現実に即さないと判断して新調されなかった可能性が高い。それだけでなく、御樋代をその都度改めると言うことは、神器に手を触れることが増えてしまうため、極力それを避けたことも当然な理由であると考えられる。

さて、仮殿遷宮について顕著に述べられている記録は、藪田守良神主の『神宮典略』が記される以前他に見当たらない。次節では、『神宮典略』の仮殿遷宮に関する部分を抜粋して類型化し、その可否について見ていくこととしたい。

第二節 藪田守良の仮殿遷宮の研究

一、藪田守良の遷宮観

今節では、藪田守良神主（以降守良と略す）著『神宮典略』を通して遷宮に対する見解に触れつつ、正遷宮以外という意の呼称であり、守良の造語と思われる「式年外遷宮」¹⁷について明らかにしたい。その条目に基づいて仮殿遷宮に関わる箇所を抜粋し、項目立てされている「仮殿」「諸殿を以て仮殿とする」「怪異に依る遷宮」「臨時遷宮」「儲殿」¹⁸の各項目の特質をはじめ、守良の神道思想による仮殿遷宮の姿を考察したい。尚、本稿の末に掲載されている両宮の正遷宮並びに式年外遷宮の一覧表を附しておく。後述する式年外遷宮の論証を踏まえて、各仮殿遷宮を類型化して説明に返したい。

その守良の人物像は、『伊勢の宮人』¹⁸に秀抜に纏められている。天明五年（一七八五）に藪田西神主家の一男として生を受け、二十七歳にあたる文化九年（一八一二）に内宮禰宜に補任されている。古代法制や神宮における故典儀礼に精通し、著述は二百余巻に及ぶとされ、天保十一年（一八四〇）五十六歳で生涯を終える。数ある著作の中でも、『新釈令義解』と並んで、守良の代名詞であり、

神宮の百科事典と称される『神宮典略』（以降『典略』と略す）全四十四巻は、宮地直一氏がその序文において、「神宮に関する類書としては、大神宮故事類纂に先立ちて近世的学究の風潮に光明を放ち、学究的労作」であったと述べているように、生涯心血を注いだ結晶の名著と言える。¹⁹⁾

さて、守良の仮殿遷宮観について検討する前に、正遷宮に対する考え方について確認したい。『典略』巻六において、「正遷宮」の条目が収録されていて、内宮の遷宮については、『皇太神宮儀式帳』に「常以九月十四日云々」と見えていることから、上古より行われていることをまずは認めている。²⁰⁾一方、その初回遷宮に対しての見解については、典拠とする史料を列挙すれば、次の①～⑦の順に挙げられている。

- ①『太神宮諸雜事記』天武天皇朱雀三年宣旨「二所太神宮之御遷宮事、廿年一度心奉令遷御。宜為長例也（中略）而依件宣旨定遷宮之年限」²¹⁾
- ②『皇字沙汰文』永仁四年太神宮神主請文「太神宮御造替。可限二十年之条。天武天皇御時被定置云々」²²⁾
- ③『伊勢二所太神宮例文』「白鳳十三年庚寅九月、太神宮御遷宮、持統天皇四年也、自此御宇造替遷宮被定置廿年、但大伴皇子謀反時、依天武天皇之御宿願也」²³⁾
- ④『日本書紀』「天武天皇元年六月二十六日条」に見える天武天皇の朝明郡から伊勢神宮への遙拝記事
- ⑤『造伊勢二所太神宮宝基本記』

- (一)「纏向珠城宮垂仁御宇廿六年丁巳冬十月甲子、奉遷天照太神於五十鈴原、今歲云々、天照太神并荒魂宮和魂宮伴神等於鎮座也、」²⁴⁾
- (二)「纏向日代宮景行十五歲九月十五日、伊勢天照皇太神宮假殿遷宮事、

奉遷正体於假殿、黒木板葺、修造宝殿、同日夕、奉遷正体於宝殿已終」²⁵⁾

(三)「仲哀天皇五歲三月、仁徳天皇十歲九月、允恭天皇廿歲十月、有假殿遷幸事」²⁷⁾

⑥『二所皇太神宮遷宮次第記』「持統天皇四年式月式日、内宮正遷宮、内宮正遷宮始、」²⁸⁾

⑦『中臣氏系図』「遷宮使中臣弟投」²⁹⁾

まず、正史である④については、天武天皇朝における伊勢に関わる記事は、朝明郡からの遙拝しか記されておらず、式年の制定記事が見られない。①～③についても、後の加筆の可能性が否めないと守良は指摘している。これは、神宮の「禰宜」の始まりについても同様であり、天武天皇元年（六七二）か天武天皇の御代か、もしくは持統天皇の御代か、それぞれ混同されてしまっている一件と類似していると説いている。更に、⑤についても同書以外で見ることができず、何を根拠としているか不明であり、文状を見て永仁期以降の加筆と断定している。また、③と⑥は共に出口延佳神主が筆者であり、「度会氏は旧記なり」と此書には迷ふべきにあらず。³⁰⁾としている一方、「たゞ上代よりかく二十年に新宮造替の御制は有ける事とすべき」と制度が存在したことは是認しているが、その初見の典拠とすべきでないとの認識でいることが知られる。また、『太神宮諸雜事記』をはじめとする右の①～⑥の史料批判について、厳正な姿勢を窺わせる。守良は、その初回を知り得る記録として、神宮の祭主職や造宮使を輩出した大中臣氏の系本である⑦の『中臣氏系図』の弟投の尻付に「伊賀守從五位下弟投、大中臣朝臣養子也、造宮補任云。延暦四年九月太神宮遷宮使神祇大祐正六上弟牧ト云此人事故。」との記事があることを示し、神祇大祐正六位上中臣弟牧（弟投）が造宮使として奉仕していることを指摘している。従って、中央側の史料と照合の上、現

段階で確証できる初見は延暦四年（七八五）の遷宮であるとし、続く文中では、延暦期以降に齋行された内宮の正遷宮・仮殿遷宮の一覧表を掲載している。

『典略』内の外宮における遷宮次第の条でも同様であり、「雄略天皇廿二年より数ふべき理りなれば、是より記さむとするに、詳なる旧記なければせんすべきによりて、今は延暦六年より書しるせり。」と述べるに留まらず、「又例文に、持統天皇六年九月○九月ノ二字例和銅四年九月○九月ノ二字例と次第に委しく記しながら其日とはなきも、専ら後人の作れる物にて（中略）遷宮次第記には、其日を記さぬは式日なる故なり、と強て己が推量をもて、詳に有つる事と信用ひたるはあさましき事なりけり。」³³と述べ、ここでも後世の加筆の可能性が残るものについては除外している。

つまり、守良の説では、初回正遷宮について内宮は延暦四年、外宮は二年後の延暦六年説を唱えている。これは、守良の史料に対する考え方に起因し、正史を重んじて中央である朝廷側の史料に典拠を求めている。少しでも疑念の残る書物や記事は、たとえ内宮神官家の記録である『太神宮諸雜事記』であっても慎重に選定すべきとの立場を明確にしていることを指摘したい。

二、仮殿について

守良は『典略』巻七「遷宮下」に、正遷宮と区別する形式で、「式年外遷宮」の項目を立て、①「仮殿」、②「以諸殿為仮殿」、③「依怪異仮殿」、④「臨時遷宮」、⑤「儲殿」、⑥「二宮御炎上」、⑦「御炎上の時祈祷」それぞれ七つに区分しているが、本稿では仮殿遷宮に該当する①～⑤を中心に、必要に応じて⑥について、以下守良の分類に従って検討を加えることとし、まず「仮殿」の条目について取り扱いたい。

守良の言う式年遷宮成立以後における「仮殿遷宮」が行われた最初の事例について見たい。延暦十年（七九二）八月五日に、内宮東宝殿に多数の盜賊が侵入し、

最終的には正殿を始め両宝殿や各御門等焼亡に至り、同月中に行われた仮殿遷宮が、神宮における式年遷宮立制後の初見と述べている。時の大宮司野守が、御正体及び相殿神の御体を御前の黒山に仮殿を設けて奉遷されたが、その規模や仕様等の詳細については、窺い知ることが難しい。

時代が下るにつれて、正殿を始め諸殿舎及び心御柱等の顛倒や朽損・御装束等の湿損・天災・火災・触穢などの様々な要因により、正殿の修繕や心御柱立替えのために仮殿を設けて奉遷に至っている。その詳細については、後述する事例もあるが、仮殿遷宮が頻繁に齋行し始める十一世紀中葉から十二世紀中葉で見られる各要因について、主に四種の事例を列挙したい。

一例目、長暦四年（一〇四〇）七月二十六日に発生した大風によって、外宮正殿や東西宝殿の顛倒に至るといふ風雨の被害から修造の必要性を理由とする仮殿遷宮である。その際には、御正体を御饌殿へ奉遷し、翌日仮殿を設けて奉遷している。その後、正殿を修繕して翌八月仮殿より還御を迎えている。「怪異」を理由とする仮殿遷宮に分類されているため、詳細については第四項に譲りたい。

二例目、長久四年（一〇四三）四月三日、御装束の湿損を理由に、内宮にて仮殿遷宮が行われている。³⁶

三例目、天永元年（一一一〇）十一月二十七日には、同月一日に内宮心御柱が顛倒したため、仮殿遷宮を行い、心御柱を改立して翌二十八日に還御している。これも詳細については、次項で述べたい。

四例目は、仁安三年（一一六八）十二月二十一日に内宮で発生した火災により行われた仮殿遷宮を挙げたい。その炎火から逃れるために一時的に山中へ奉遷し、鎮火してから忌火屋殿を仮殿として遷御申し上げ、その後、嘉応元年（一一六九）六月十七日に正殿以下の造営を終え、臨時遷宮が行われている。³⁷以上の通り、仮殿遷宮に至る要因は、災害や殿舎の朽損等さまざまな理由から仮殿遷宮の齋行に至っている。

さて、仮殿遷宮を執り行うには「仮殿を新造」する場合と、「既存の殿舎を仮殿とする」場合とに分類できる。守良が記した「仮殿」条の冒頭に、「仮殿とは本殿修理奉_レ仕る時は御殿を造り奉り、其殿に出御なし奉り置て、本殿の修理訖て又還御なし奉る例にして、暫時其処にませばいと仮初の御殿なるよしの名なり。」⁽³⁹⁾として、仮殿遷宮齋行の理由は、正殿に異常を来した場合、修理が必要となるために行うとしており、仮初めの御殿を設けるため、「仮殿」と称していると述べている。正遷宮の場合は、造宮使が発遣され拜賀の後に山口祭以下の諸祭行事が行われるが、仮殿遷宮の場合は修理使が発遣された。新造する仮殿に使用される材木は、正殿と同じ素木ではなく「黒木」に限られ、檜材の樹皮が付着した状態のまま造営されていた。その実例は、最も古い仮殿遷宮の記録である『建久九年内宮仮殿遷宮記』の建久九年（一一九八）七月九日条に、この日竣工した仮殿の寸法を記載する中に「御板敷皆檜皮也、木材皆黒木也」とあり、他に「嘉元二年内宮仮殿遷宮記」では「料黒木大小七十枝」「御材木并工等員数、任_三先例_二准_三仮殿_一先日注進之処、任_三建久之例_二可_三注進_一之由被_二仰下_一之間」と建久九年の例を引いて黒木が用立てられていることが見え、『応永二十五年内宮仮殿遷宮記』にも「応永二十四年三月二十八日頭工注進云、黒木小參百枚、於_二当山_一⁽⁴⁰⁾可_レ奉_三採用_一之日數貳箇日、⁽⁴¹⁾彼黒木可_レ奉_レ付_三于宮地_一之人夫料足、漆貫五百文」とあり、神境内である神路山より黒木が採られている。同書応永二十四年（一一四一七）九月二十七日条にも「抑御事始云々、黒木之儀式北御門前於_二荒垣内_一致之」とある。室町後期の藺田守辰神主の制規を記した『永正記』も引用しようとしたと思われるが、『典略』本文中は引用文の箇所だけ空欄となっている。⁽⁴²⁾ いずれにせよ守良は『典略』の「仮殿」の文頭に複数の実例をあげて、頻りに「黒木造」を訴えている点と、古制より定められている点から、黒木で造営にあたることに重きが置かれていることと解される。

その黒木を用いるという共通点では、大嘗宮も黒木造である。『典略』にもそ

の旨の指摘がなされている。『延喜式』「踐祚大嘗宮」条より、「悠紀院所造_三正殿_一一字、⁽⁴³⁾長四丈。廣一丈六尺。棟當南北。以北三間爲室。以南二間爲堂。南開一戸。葦席爲扉。覺置堅魚木八枚。著高博風。構以黒木、葺以青草_一、同じく「廻立殿」条には「造_三廻立宮正殿_一一字、⁽⁴⁴⁾長四丈。廣一丈六尺。棟當之。東、構以黒木、以_レ苦葺_レ之」を引いて、古代より黒木で造営されていることを確認した上で、守良は「黒木をもて造替の事は朝廷大嘗祭の時に神宮をもかく仕奉る例あり。」と述べるに留まらず「貞観儀式」稲実殿条「神坐殿者構以黒木、云々、以_三四枝黒木_一爲_レ柱、用_レ葺爲_三壁代_一」の箇所を引いて、「今も此宮作りの状をもて仮殿の事を准へ知べし。又大床、高欄、御橋造進の例なり。」と述べ、神宮の仮殿と大嘗宮が同じ仕様であることに留意している。

続いて、遷御する日時の選定についてである。正遷宮には式年の制が敷かれ、式月式日が定められている。一方、仮殿遷宮は必要に応じて両宮から大宮司・祭主を通じて朝幕に注進されて、占断を仰ぎ、吉日を選び定められて宣下される。その事例を本文中において、公家側の史料として『永昌記』と『兵範記』を採用し、神宮側では『伊勢勅使部類記』を引用している。⁽⁴⁵⁾ 前掲の三種の記録のうち『兵範記』を見ると、「嘉応元年十月廿二日甲辰、晩頭左大将參陣、被_レ申_三定豊受太神宮仮殿遷宮事_一云々、陰陽寮折申、可_レ被_レ修_三造伊勢豊受太神宮_一雜事日時、入_レ柚採_三材木_一日時、十一月二日甲寅、時卯二点、始_三仮殿木作_一日時、廿六日戊寅、時午二点、立柱上棟日時、十二月八日己丑、時巳二点、奉_レ渡_三御鉢於仮殿_一日時、十二月十九日庚子、時寅二点、修_三理正殿_一日時、同日庚子、時寅二点、とある部分を引用している。山口木本・木作・立柱上棟・仮殿奉遷の日時が順次定められ、嘉応元年（一一六九）十二月十九日に正殿を修繕して後、還御している。この「入_レ柚採_三材木_一」との表現に対して、仮殿遷宮においても正遷宮同様に、御柚山に入り材木を採ることは事実上の「山口木本祭」であり、同名称を重んじ使用しよう主張している。⁽⁴⁶⁾ また、この時は所謂「御一宿」と言われる一晩乃至半日程で仮殿から正殿へ還御されている事例で、短期的な修繕工事の為に、

御正体を鎮め奉る仮殿を設けるほど、「一夜或は半日ばかりの事なるを、新に御殿を営み移し奉るは古より此二大宮はいと尊きほど明かならずや」と守良は述べ、両宮が幾許も恭敬であったことが言える。

次に祝詞の項目では、遷御・還御の祝詞に限って言及され、「使中臣の告刀も四度ある例」であると述べ、順を追うと①正殿より出御、②仮殿へ遷御、③仮殿より出御、④正殿へ還御の際に、各奏上されることを指している。掲げられている典拠は、『建久九年内宮仮殿遷宮記』建久九年（一一九八）六月七日程より引いたとしているが、実際は心御柱の立柱に相違を理由にして延引し、七月十六日に遷御が執り行われ、その同条に「寅時出御、同日戌時還御の時四度告刀申」と見られる。その他に『典略』には『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』より「從正殿出御の時告刀云々、仮殿奉鎮の時、また從仮殿御出の時、また本宮に令鎮御坐時云々、已上四箇所乃詔詞ヲ杉原一枚上書之」の部分掲げて、各四度の祝詞を用紙一枚に記されていたと述べていて、何れも神宮側の史料のみ掲載している。次いで、殿内の御飾り等についての段には、まず仮殿の御料について述べられていて、特に御神座周りの御船代や各行事の御装束用物について記されている。『伊勢勅使部類記』天永元年（一一一〇）閏七月二十七日以降に、「一応任長久例一、令祭主造進豊受太神宮假殿事、一応任長曆例一、令造進御船代上事、同八月一日、被勤下船代祭日時、同四日被仰下云、於御船代者、任長曆例一、所被作進也。是假殿依可経宿御也。」と記している。長久の例に基づいて外宮仮殿が造営され、長曆の例に基づいて御船代が造進されていることが分かる。続いて正嘉期の例を掲げている。正嘉二年（一二五八）八月十三日に頭工等で直会殿へ収められ、玉串行事所で禰宜の点検が行われていると同月十六日条に記されている。御一宿の御座所であっても、正遷宮と同じように御船代を新調していることがわかるだけでなく、守良は「又仮殿には必ず心御柱を立奉るは云も更なり」と主張するように、御船代・心御柱を新調すべき点を記している。

そして、仮殿内を裝飾するための御料である「御飾・御壁代・土代布・御床敷絹・長筵」は、正遷宮度と同様に各正権禰宜（正員禰宜と権禰宜）等へ分配されていることが記され、建久九年（一一九八）七月十六日に還御されてから翌十七日の例を挙げて、「朝廷の官庫」から奉られるべきと述べている。更に、同年四月八日条「仮殿御遷宮動行間用途物、明衣料布捌拾端、四宇御門幌絹一疋四丈八尺、庸布廿三端三丈道敷料云々」等の奉遷御料や各御門の御幌、装束に至るまでも同様に分配していた例を記している。特に、前掲の『建久九年内宮仮殿遷宮記』七月十五日条に「御被・天井・蚊屋・壁代・絹垣・行障等」とあり、同じ項目が確認できると同時に、仮殿も正遷宮と同じように奉飾され、「かく仮殿御飾料の絹布を給ふ事は古よりの例なるべし」と、絹によって調製された御料を頒賜されていることが恒例的であった点も解される。

造営時に正殿を覆い隠すための「雲形布」も同様である。建久年間には、「用途物、雲形料紺布捌端」として用物品に見られ、嘉元年間に「任三永久建久等例一、奉移三東宝殿一、引三隔雲形紺布一可被修造正殿之由、院宣官状隨到来」とあり、東宝殿を仮殿とする場合も同様に、前例を踏襲して雲形幕が用いられていることが分かる。

また、守良は御装束類の相違が著しかったと言える寛正期の事例を引いている。「去明德二年十二月廿日御遷宮者、山名奥州源時謀叛、内野合戦天下忿劇之刻、且為御祈禱急被三遂行、仍正殿一字、荒祭宮正殿一字造畢、東西宝殿者地板マテ、重々之御垣者小柴、御門鳥居等者、以三黒木一致沙汰、遷御ヲ被三遂行一畢、如三斯聊爾之御遷宮、宮立以来雖無例、依三天下忿劇、不レ及三是非沙汰、非レ據勤、不レ可レ為レ例」と見えて、戦況が激しくなり、急いで遷宮を遂行しなければならぬ中、正殿と荒祭宮各一字の造替に限られ、東西宝殿以下他の殿舎の荒廃著しく、その上重々の御垣は小柴を、御門・鳥居等は黒木を使用して造営にあたる事等は例がないと言っても、状況を鑑みて取り急ぎ是非を問わず執り行

うことについては、これを特例としている。とても正遷宮の御殿や設えとは言い難く、「仮殿に似たり」と評している⁽⁶⁸⁾。

少し下って、万治元年（一六五八）閏十二月の内宮仮殿遷宮について、『二所皇太神宮遷宮次第記』⁽⁶⁹⁾に「同日、以三清浄之榊葉、構三暫時之仮殿、纔奉^レ凌^二雨露^一者也」と見える。所謂「万治の大火」の折には、一時的に山中へ避難してから、雨露を凌ぐ程度の暫定的な仮殿が設けられていることが解される。

更に『二所皇太神宮遷宮次第記』の中から『司家旧記』の「同日、以^二内外宮大小工等^一、終日経^二宮御仮殿^一、同夜戌時奉^二遷御^一了（中略）、今度之儀、雖^レ為^二雨覆仮殿^一、以^二当時司中私力^一、造宮難^レ叶之間、令^レ告^二知于当地奉行所石川大隅守從臣岩代氏^一之処、既自^二朔日未明^一御材木令^二用意^一、翌日二日三日勅^レ功尽^レ力嘗作畢、同夜奉^二遷座^一了」部分を引用して、火災発生から二三日中に仮殿を急造していることを説いている。正遷宮に準じて各諸祭を重ねる仮殿遷宮と言い難い事例を続けて記している。

抑もこの火災は、万治元年十二月三十日に宇治館町の民家から発生し、内宮の正殿・荒祭宮・風日祈宮・宇治橋、東側の御敷地に残置されていた古殿までもその炎火が延びた。翌日中に仮殿を新造して、奉遷する旨を注進し、更にその翌日である閏十二月二日に山田奉行所より正殿と各別宮の仮殿造営に対して出費が認められ「勅^レ功尽^レ力嘗作」の御陰で、同日夜に仮殿への奉遷に至っている。これは、御正体を御守りすることを最優先とした結果であり、守良も「此仮殿は回祿の後急速の造営なれば実の仮殿の例にあらず」と述べ、奉護のために設けた便宜的な御殿を設ける場合もあったことが解される。また、火災当日に荒祭宮の東側山頂へ御遷しし、閏十二月二日に仮殿への遷御を「儲殿遷宮」とし、翌年四月十八日に仮殿を新造して「仮殿遷宮」に至り、同年十一月の遷御を「臨時遷宮」とそれぞれ分類されている。詳細については、後述する各項目に譲り、次の点を列挙して当項の纏めとしたい。

一、仮殿遷宮は正遷宮に準じて、禰宜から次第を注進して宮司・祭主を経て上奏される。その後、御卜による占断によって日時選定の上、宣下されて、準備に遺漏なく厳粛に行われている。

二、仮殿を新造する場合の仕様は、大嘗宮と同じく黒木造であった。

三、心御柱の奉製、御神座周りの設え及び殿内奉飾に関する御装束類を絹布にて新調すべき点は、仮殿遷宮の必須条件であった。

四、藪田守良は、神宮側に伝わる記録類だけでなく、公家の日記を中心とする朝廷側の史料を多角的に引用している。祭祀に関わる事柄については、神宮側の史料に依拠しているが、『伊勢勅使部類記』は中央から遣いが立てられているため、神宮の独自性が薄い。また、各遷宮記録の中でも『建久九年内宮仮殿遷宮記』『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』を多用している点から重視していたと言える。

以上のことから、『典略』『式年外遷宮』の「仮殿」条から見る守良の仮殿遷宮の定義が確認できるだけでなく、論証に必要である正確な典拠を選定し、極めて客観的な視点を持っていた事が窺い知ることができる。

三、既存殿舎の使用について

前項では、主に新造される仮殿の仕様、行事次第等について確認した。当項では、それに対して東宝殿等既存の諸殿を仮殿として奉遷する事例を見ていきたい。ここで留意しておきたい点は、『典略』は守良が設けた各条の重要事項から順に記載されている点で、「正遷宮」条の次項に「式年外遷宮」条を置き、同項中では「仮殿」の次項に「以諸殿為仮殿」が列記されている。当然、前項で整理した通り、仮殿新造が優先的な条件であるが新造することが難しい場合においては、代替的な処置として東宝殿を始めとする「諸殿」を仮殿として用いることが次

の順位に値すると考え得る。

東宝殿を仮殿として用いられた例は、守良によれば天永年間に早くも見られるとして、『神宮雜例集』天永元年（一一一〇）十一月二十七日条、同十二月二十四日条を掲載している。⁷²しかし、各条を見ても、東宝殿を仮殿としていた事を明らかにすることは難しいと言わざるを得ない。実際に引用している『神宮雜例集』の「顛倒」条⁷³つまり心御柱顛倒に関する項目より引用しており、その該当部全文を見ると、

天永元年十一月廿七日辛卯、太神宮仮殿遷宮也。寅二点奉_レ渡_二御躰於仮殿、且奉_レ修_二補御殿、且同日入_レ夜奉_レ替_二立正殿心柱、勤_二後鎮祭、廿八日壬辰、亥二点奉_レ移_二御躰於正殿了。是去年依_二心柱朽損顛倒、被_レ行_二仮殿遷宮也。抑去十月造替遷宮山口祭、採_二心柱安置宮処。而仮殿為_二造立、於_二彼心柱一者、依_二宣旨一任_二評定、宮地坤方松保_爾安置_天志、仮殿造立之破退之後、如_レ本奉_二安置_一之。

とあって、内宮では心御柱朽損顛倒を理由に、仮殿遷宮を行われるべき旨を注進して宣下に至ったと考えられる。しかし、天永元年から見て、前回の正遷宮は嘉保二年（一〇九五）であり、約十五年が経過している。東側の新御敷地において造営工事が始められているため、瑞垣内の南西にある松の木の根元に、次回式年遷宮用の心御柱を安置したと記されている。

続いて外宮側でも、同書の全文を見たい。⁷⁴

天永元年十二月廿四日戊午、豊受宮仮殿御遷宮也。寅二点奉_レ渡_二御躰於仮殿、修_二補御殿、奉_レ立_二正殿心柱。廿五日己未、奉_レ移_二御躰於正殿了。是依_二心御柱朽損顛倒、所_レ被_レ行也。抑取_二出心柱、安置_二宮地之日、宮中雜

人出鎮之例也。而今度可_二安置_一之宮地者、造_二立仮殿也。仍無_下可_二安置_一之処_上。仍當廿四日、工一人給_二明衣、隨_二身荷夫入_二御袖、造_二出心柱、高宮東山口_志逗留、日晚入_レ夜、上中下人退出之後、直持_二參正殿下、色節職掌人等調_二儲祭物、奉_レ立_二心柱、勤_二行後鎮祭了。但准_二正遷宮之時之例、山口祭、木本祭、地鎮祭、後鎮祭、船代祭等、依_二宣旨一々勤行了。

外宮でも守良が指摘している通り、古殿地に「仮殿造有ければ、心御柱立奉るの地なき故に、かりに正殿の床下に奉立のよしなり。」⁷⁵という点は確認できる。しかし、「東宝殿が仮殿と定めらるる事始りしならんか」との趣旨は、この文脈では理解し難い。

次に『典略』に記述の「是東宝殿を用ひられし始めなるべし」⁷⁶ことを『神宮雜例集』の「顛倒」条、文治六年（一一九〇、四月十一日改元「建久」）四月十一日条から引用している。

文治六年庚戌四月十一日甲午、未時、内宮正殿心御柱朽損顛倒之由見附之旨、禰宜等注進之間、頭工等申云、去六日拜_二見御板敷本様之時見付云々、仍祭主能隆朝臣同十三日言上。同廿日癸卯被_レ行_二御卜。同廿七日大夫史廣房仰云、一任_二天仁天永例、可_レ被_レ行_二仮殿御遷宮之処、已立_二新殿、卜_二他所可_レ立_二仮殿與。一可_レ奉_レ渡_二便宜殿與。一相待九月遷宮、不_レ可_レ有_二沙汰一與。能々議定、祭主宮司可_二參洛一也者。五月九日二宮禰宜請文云、卜_二他所立_二仮殿一事、御垂跡以來宮地被_レ定_二所之後、無_二他所之例。又便宜殿事、長曆四年依_二外宮正殿顛倒、遷_二宮御氣殿。仁安三年依_二内宮炎上、遷_二宮忌火殿。彼両度例事、依_二卒爾不_レ經_二奏聞、祭主宮司禰宜所_二計行一也。今度例不_レ能_二准_レ拋。其中内宮云、東宝殿可_レ宜與。又相_二待九月遷宮、殿舎破損之時、尚不_レ日加_二修造。况心御柱事、争_レ可_レ無_二沙汰一哉。就_レ中

九月遷宮以後、又輒難_レ奉_二改立_一云々者。同五月十日、祭主能隆朝臣大司盛家依_レ召參洛。同月廿二日乙亥有_二陣定_一。（中略）応和年中雖_レ有_二旧跡相違之事_一、空過_二廿年_一。天仁有_二顛倒_一、天永奉_二改立_一。是又送_二一廻_一。然者来九月御遷宮今尙三月也。被_二相待_一何事之有哉。但殊致_二祈請_一、可_レ被_レ行_二御卜_一也云々者。同年八月廿五日丁未、奉_レ遷_二御舩於東宝殿_一、改_二立心御柱_一。但件宝殿大床并高欄御橋等、官司准_二仮殿_一造_二進之_一。先是今月十四日丙申、公卿勅使権大納言藤原頼實發遣、被_レ祈_二申東宝殿遷宮之由_一。同年九月造替御遷宮動行。

とある。正遷宮を当年に控える中で、四月六日に外宮禰宜が頭工等と共に正殿板敷の本様を確認するため内院に進んだ際、心御柱が顛倒していることを発見し、三案を以て祭主・大官司に伺いを立てている。第一案は、天仁・天永の例に任せて、他の所を選んで仮殿を設けて遷宮を行い、正殿心御柱を改立する案。第二案が既存の殿舎へ便宜上奉遷する案で、長暦期の外宮における御饌殿や仁安期の内宮における忌火屋殿の奉遷がその前例であり、上奏を経ていないことも掲げられている。第三案が同年九月に控える式年遷宮まで待つという案である。そして、種々検討され五月十日に祭主・大官司が上洛した後、二十二日に仗議が行われた結果、陣の定により第二案に決定し便宜殿、ここでは東宝殿を仮殿として設えて奉遷し、心御柱を改立するに至っている。

新御敷地が新殿の造営工事を進めている中、仮殿遷宮の注進及び宣旨が下されたのである。宮地を新たに造成することは決して無く、御敷地は東西の二箇所と定められている。守良は、長暦四年（一〇四〇）の台風による外宮正殿の被害に伴う仮殿遷宮と、仁安三年（一一六八）の大火による内宮仮殿遷宮は、共に「今度例不能_二准拠_一」として、遷御先となる仮殿が既存の殿舎であったことは準拠とすべきところではないとしている。⁽²⁸⁾ここで、建久元年（一一九〇）の内宮仮殿

遷宮が東宝殿への遷御の初見と見て良いと思われ、東宝殿に心御柱を立てるだけでなく、大床・高欄御橋を新造することにより仮殿としての体裁を整えた上、遷御することとなったと考えられる。

少し下って『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』の嘉元元年（一二〇三）十二月二十九日の注進状に「抑正殿漏霑之条、任_二建久之例_一、奉_レ遷_二御舩於東宝殿_一」とあり、建久元年の仮殿遷宮の例に基づいている事が明らかである。

明徳二年（一二三二）六月二十二日には「内宮仮殿遷宮、⁽²⁹⁾東宝殿⁽³⁰⁾御一宿」と見えることから、建久元年と同じように東宝殿が仮殿とされて、一夜間御遷りになられたことが分かる。

『応永七年内宮仮殿遷宮記』の応永六年（一二九九）四月十八日には、「御教書云、内宮一宿仮殿遷宮事、任_二明徳近例_一、以_二東宝殿_一為_二行在所_一、忿_二遂_一行其儀、取_二替御座板并御戸板等_一」とあって、明徳期の例、つまり建久元年の例に准じて御事が進められている。加えて、同年の五月六日禰宜の請文に「殊東宝殿者、今度可_レ為_二遷御_一之殿、忿_二令_一用_二意御橋高欄_一、可_レ致_二修理_一之由、嚴密被_レ仰_二下忠澄_一、不日奉_レ成_二遷御_一矣」とある。⁽³¹⁾前例に基づき御正体を迎えるため、東宝殿に御橋高欄が取り付けられたことが追証できる。

更に、『文安二年内宮仮殿遷宮記』の永享十一年（一四三九）九月注進状に、⁽³²⁾

注進、可_レ早被_レ經_二次第御沙汰_一、忿_二被_レ遂_一行_二仮殿遷御_一間事、

右当宮御仮殿事、以前度々巨細注進之処、于_レ今停滞之条、神慮難_レ測、建久以来新造九箇度、東宝殿六箇度也、勘文⁽³³⁾依_レ心御柱相違_二被_レ遂_一行_二仮殿_一之時、於_二東宝殿_一遷御事無_二先例_一、争_二及_二新儀御沙汰_一哉、東宝殿遷御之事者、古宮所新殿造立之間、依_レ無_二在所_一也、其上、今度東宝殿御修理、與_二新造功程_一相違_二不_レ幾者歟、然早被_レ經_二御沙汰_一、任_二先例_一被_レ新_二造仮殿_一、被_レ遂_二行_二遷御_一、彌被_レ專_二天下泰平国家安全御祈禱_一矣、注進言上如_レ件、以解

とあって、内宮禰宜等が幕府に対し何度も注進しているにもかかわらず、仮殿遷宮に至らないことを訴える中で、守良は「右の如く東宝殿遷御は仮殿造立の地なき故なるを、若其地あらば新造の仮殿に遷御あるべき事上に辨へいへるが如し」との見解を示している。⁸³従って、御正体の奉遷先である殿舎は、「任二先例一被レ新二造仮殿一」の通り、あくまでも新造すべきとの認識である。また、「建久以来新造九箇度、東宝殿六箇度也、」に関しては、これまで『典略』内で、文治六年・嘉元二年・明德二年・応永七年の例を挙げてきた。残る二件は貞治二年（一二三三）・応永廿七年（一二四〇）であると指摘しているが、補足的に言えば『応永七年内宮仮殿遷宮記』同五年十二月二十六日条に「任二貞治明德近例、奉レ遷二御躰於東宝殿、欲レ被レ遂二行一宿御仮殿一問事」とあるので、応永七年と共に貞治二年の件も同じく追証できる。しかし、段末に「此外いつの頃なるか詳に考がたし。例文によれば、貞治二年・応永廿七年をそへて、六箇度の数にはあへども、定めがたき事もあれば、省きつるなり。此後東宝殿遷御の事は物に見えず」と結んでいて、「二所太神宮例文」の「廿七年」に疑念を抱いている。

ここで、東宝殿を仮殿とした初見について、もう一点加えたい。出口延佳神主の『伊勢二所太神宮遷宮次第記』に「永久三年（一一一五）内宮仮殿遷宮東宝殿」と記されて、守良は「例文に、永久三年、内宮仮殿遷宮東宝殿といふ事を記しつれども、此時に始れるとも見えざれば誤なり」と述べている。⁸⁶恐らく、正史を始めたとする朝廷側の記録からも、他の神宮側の史料からも典拠が見られなかったと類推され、明確な情報しか論証しない一例と言える。

さて、仮殿遷宮を行うにあたり、既存の殿舎を奉遷先とする事例は東宝殿に限らない。先述の長暦の大風・仁安の大火・万治の大火等では、外宮の御饌殿・内宮の忌火屋殿等の例を取り上げた。火災については、『典略』「式年外遷宮」内にある「二宮御炎上」条に詳しく記されている。内宮では、前述の延暦・仁安に加え、万治・天和年間、外宮では文明・延徳年間の火災について触れている。ここでは、守良が引用した部分から仮殿に該当するところのみ抜粋しながら見ていき

たい。但し、宝龜十年（七七九）にも正殿以下が御炎上の被害に遭うが、延暦四年の正遷宮以前であるため、その対象外としたい。⁸⁸

まず、外宮の文明年間の大火について見ていきたい。「二宮御炎上」では、『外宮子良館旧記』文明十八年（二四八六）十二月二十二日条の「午刻為二兵火一、回祿云々、廿四日一禰宜朝敦神主、與二物忌父二臈某神主、密奉レ移二御體於古殿一畢、未曾有珍事也」⁸⁹を抜粋しており、事件二日後の十二月二十四日に古殿へ奉遷していることが確認できる。抑々、当時は正遷宮が永享以来永祿年間に至る迄の二二〇余年中絶を余儀なくされた時期であり、それに伴い正殿を始めとする各殿舎の荒廃が著しいだけでなく、仮殿を新造できないため、古殿を使用せざるを得ない状況であったと推察できる。そして、未曾有の珍事とは、宇治と山田地区の神人間の抗争を指している。『典略』「二宮御炎上」の条では、同じく『外宮子良館旧記』を引いて「文明十八年十二月廿日、宇治與二国司北畠氏一攻二山田一、取二上野城一、山田悉敗軍而走入二宮中一云々、榎倉掃部武則即ち村山武則なり。上下八人出二於宮中一力戦、放二火於御殿、當二午寅角十許間一自殺、時レ于廿二日未刻也、山田悉焼亡、同廿四日、一朝敦奉レ假二遷正體於古殿一、明年長享元年、四月仮殿造了、九月三日遷宮也」とあり、敗走した山田陣営である榎倉武則等が外宮域内に侵入し、二十二日未の刻（十四時）の頃に火を放って自刃に至った。『典略』の割注部分には、それより約三十時間経過した二十四日亥の刻（二十二時頃）に、御正体を遷御している点について、まず速やかに御正体を奉護することが最優先であり、同時に相殿神の記載もないことに対して、疑問を呈していることが見て取れる。

文明十八年時点における外宮の正殿は、先の正遷宮が永享六年（二四三二）に齋行されているため、約五十年の歳月を経ている。その中絶期において外宮側の記録類は、遷宮記を始め、長官日記や引付等、著しく史料が乏しい一方で、内宮側は藤波氏経神主の著書・書写等を含め多くの記録が残っている。その中で、『氏経卿引付』の享徳元年（二四五二）十一月二十七日「大宮司大中臣氏長書状」⁹⁰に、

「外宮仮殿之事、可_レ造進_二之由被_レ仰出_一候、仍工等為_二黒木採用_一、可_レ入_二当山_一候、任_レ例無_二相違_一候者、所_レ仰候、恐々謹言」とあることから、外宮仮殿御料の黒木を内宮領内から採るよう通告して、過去に前例がある事も分かる。以後、同年十二月十九日⁽⁹³⁾には仮殿遷宮に至っているが、享徳期以降仮殿遷宮の記録が見えないため詳細を窺い知れないが、享徳期に造営された仮殿が古殿地に残置していると類推する。そして、文明十八年（一四八六）の宇治山田合戦の末に、外宮正殿の火災が発生する。現宮地である東側を中心に炎上し、遷御先を東宝殿・御饌殿・忌火屋殿を外して、西側である古殿を選択したと推考し、これまで見てきた仮殿と比しても前例にはない経緯を有している。更に、「仮殿」の域を出てしまいが、守良の「二宮御炎上」条は、吉田兼俱の外宮の「御神体の儀口伝存知の由」を「深き下心有ての事」と糾弾していて、詳細を『典略』「卜部系図」で重ねて論じている。

さて、その「二宮御炎上」条には、延徳元年（一四八九）八月十八日に発生した火災についても、『外宮子良館日記』⁽⁹⁴⁾を引いている。「古殿の御仮殿天火にて御やけ候、御たから物なともことくく御やけ候、おなしく御舟しろも御やけ候、其たから物共ハ、御政印の御蔵へ御うつし候、同御舟しろハ酒殿御蔵へ御うつし候、」とあり、古殿地に残置されていた仮殿・宝殿等が炎上、罹災した御神宝並びに御船代を御政印御蔵・御酒殿のそれぞれへ御遷しされている。更に、「同書」の延徳二年（一四九〇）九月十四日条に、「正殿殿・御かり殿天火やらん、又ハつけ火にて候やらん御焼候、同御船代のふた御あき候て御座候間、不審にて候、そのとき長官宮後の朝敦と申長官にて御入候、のこりの禰宜さまもみなく御祭禮の御参籠にて館に御座候間、いそぎ御まゐり候て御拝見候て、やかて御神鉢ハ、一の禰宜殿まつ調の御蔵へうつし御申候、同御ふなしろ・同御樋代ハ、酒殿御倉へ御うつし候」とあることから、御正体は御敷地北側の調御倉へ、御船代と御樋代は御酒殿へ各奉遷している。翌十五日に急いで仮殿を設けて、発生より二日後

の十六日には仮殿へ御遷しして、一日間で仮殿を設けていることが分かり、⁽⁹⁵⁾ 違例に尽きる仮殿遷宮であったことが解される。

守良は、外宮における文明十八年十二月・長享三年（延徳元年）八月・翌二年九月の火災が、「幾年も経ざるに三箇度の御炎上は珍事なりけり。」と述べ、⁽⁹⁶⁾ 五年も満たない期間での三度に亘る火災に「天火」とのみ表現していること自体に問題があり、「されど是をしも天火とのみいふは、外神宮の飾詞なるべく、又亀鳴を此御炎上の示怪と云もいかがなり」として、科学的根拠を有さず、責任の所在が明らかにならない言い回しを疑問視している。

最後に、当条で守良が挙げている「諸殿」の実例は、内宮天和年間の大火である。⁽⁹⁸⁾ 『天和三年内宮臨時御遷宮之覚』天和元年（一六八一）十二月十四日の覚書から⁽⁹⁹⁾「十三日夜子刻、内宮正殿東西宝殿御炎上云々、奉_二遷山中_一、次奉_レ安_二鎮古殿_一候」と引いており、古殿へ遷御していることが分かる。これも、『典略』の「二宮御炎上」条に記されていて、その詳細については、当時長官であった藤波氏富神主の日記である『氏富記』⁽¹⁰⁰⁾が詳しい。そこには、火災発生直後、正殿より相殿神を含める御正体を恙なく奉遷し、將軍より下賜された太刀や奉安されている御神宝も取り出していることが記されている。また、氏富が正殿の御正体を奉戴し、古殿より奉出された御船代に櫛を覆い、同所に相殿神と御神宝類を遷し、四方を幔幕で囲って奉護に務めている。恐らく御正体は、御樋代と共に奉遷されるが、御船代と御一体という認識であった。それだけでなく、悉く被いを徹底する点が強く意識されている。正殿の御飾りでも見られる壁代の代用品と言うべき幔幕を張り巡らせ、修祓でも用いられる櫛で覆うことにより、如何に正殿の奉斎の状態に尽くすかという点に重きが置かれていたと言える。

加えて言うと、遷宮記は記録であるので、注進状等の結果が見えるもそこに至る過程が表れにくい。しかし、長官日記である『氏富記』には、細かい経緯が記されている。同月十三日に山中へ奉遷して、古殿を仮殿として御遷しして後、

十五日に禰宜層以下で協議されていることが分かる。

一同日此度御炎上ニ付、仮殿遷宮ニ訴訟可レ申哉、臨時遷宮ニ願可レ申哉、予申候者只今之古殿を則仮殿ニ用ひ臨時之遷宮を訴訟可レ申、先年御炎上之節者飯屋殿ニさへ奉遷候へは、只今之古殿を仮殿に用る事可レ然とや、二祢宜被レ申候者、此度之儀者万治之例ニ被レ致候而、先仮殿被レ遂行^⑩一其後臨時之遷宮被レ行可レ然と之事也、十経晃氏守等申云、二祢宜申分之時者仮殿者何方ニ可レ被レ立哉、只今之御屋敷ハ頓而式年遷宮參候へは是以仮殿之地ニ難レ成、如何候哉、二祢宜被レ申候者、仮殿ハ古殿之東、則東宝殿之跡ニ可レ作と也、経晃申云、又臨時を被レ遂行^⑩一者、来式年遷宮ニ則此臨時を被レ用候様ニと存無^⑩一心元^⑩一事や、二祢宜被レ申候者、兎角仮殿不^⑩被^⑩レ遂行^⑩一候者、宮司ハ六ヶ敷可レ被レ申、先年万治之節之出入も仮殿之儀ニ付て之事也、能々思案可レ申と也、氏守被レ申候ハ万治之節者地を扨て炎上なれハ、暫時仮殿を作奉^⑩遷座^⑩一候へは外ニ又奉遷所無^⑩之、然故新造仮殿を被レ行事也、今度ハ古殿有^⑩之候へは是を仮殿可レ致事可レ然也、予申候者、仮是難^⑩一決^⑩一候得者、兎角先例共を申達候上、此度ハ臨時を被^⑩行式年^⑩ニ御用可^⑩有哉、但又式年ハ又可^⑩被^⑩成下^⑩一哉、又仮殿臨時共ニ可^⑩被^⑩行哉、下野守殿得^⑩御意^⑩御吟味次第可^⑩然と也、各伺^⑩此儀^⑩一

と記されていることから、氏富は古殿を仮殿として臨時遷宮を行うよう注進する考えにある。対して二禰宜経盛は、新たに仮殿を設けて奉遷すべき旨を意見しているが、この意見に対して、十禰宜経晃と権禰宜氏守は仮殿を設ける場所がないと主張している。また、問題は古殿地側の御敷地は来る式年遷宮の宮地になるため、造営工事の開始を意識せざるを得ない。その点に関しては、宮司も難色を示し、慎重に検討すべきとの意向であったと考えられる。最終的には、ここで決定

致しかねるため、検討した件を整理して幕府側の窓口である山田奉行所へ事の経緯を追って提出している。そして吟味されてから、結果的に氏富案であった古殿を仮殿として奉飾し、明年の臨時遷宮へ準備が進められていくのであった。

ただし、式年造替後の古殿を仮殿として再び御正体を御遷しする点については、些か例外的である。それは、近世における古殿解体時期と、それ以前とでは大きく異なっていたと考えられる。既に櫻井勝之進氏の『伊勢神宮の祖型と展開』「古殿の存置^⑩」の項目で、古殿の撤却時期についての考察が見られ、その変遷を大きく区分したい。

まず、藤波氏経が寛正三年（一四六二）の正遷宮を迎えた後、翌年に撤却する古殿（永享期造営の御殿）を鎌倉以降の近例に準拠を見出し、古殿を約三年残置することを違例ではないとした見解を示している点が指摘されている。依って、中世では恒例的に古殿解体が翌年であったことが解される。

次に、近世においては式年遷宮諸祭である後鎮祭齋行と同時に古殿が撤却され、明治二年（一八六九）までその慣例が敷かれたと思われる。そして、それ以降は現行と同様に遷御翌年に解体されるようになったと見て良い。

その上で同氏は、古殿を仮殿として奉遷することについて、「これらの異常の時ににおける措置を一応例外として考えることが許されるとすれば、明治二年（一八六九）以往にあつては古殿は万やむを得ざる事情が起こるまでは、あえて手を触れず、そのまま存置するのが原則であつたと考えて良い。」^⑩と述べ、更に近世に入ると「古殿が万一の際の仮殿として用いられる場合もあるけれども、古殿の存置はそういう実用目的からはじまったことではなく、非常の場合にたまたま充用されたものと理解するのが至当である。」と結論付けている点を付記したい。^⑩

さて当項では、新造される仮殿ではなく、既存の諸殿舎を仮殿として奉遷される事例を掲げてきた。その中でも優先される点は、東西の宮地内であるという点、

次に宮地に隣接する神域内の殿舎である点と、順位付けが可能である。従って、その殿舎は東宝殿・御饌殿・古殿、更には内宮忌火屋殿・外宮調御倉も対象であった。また、ここでも守良は、あくまでも事例の列挙に努めているが、彼の見解を含め当該の特徴を整理したい。

一、大前提として、仮殿は新造すべきであるが、新御敷地において式年遷宮の造営工事が進められている場合、仮殿を設ける宮地がない事を理由に現御敷地の東宝殿に大床・高欄御橋を新造し、仮殿として使用した。

二、御饌殿・忌火屋殿・古殿・調御倉等を仮殿とする場合、すべて火災や水害等の緊急を強いられる際の対処法であった。本来御正体を御遷しする場合は、先だつて上奏して宣下されるが、御正体の奉護を最優先とする止むを得ない手段であった。

三、当条の全文は、行数にして七十行にわたっている。その内、東宝殿遷御に四十七行と全体の約三分の二が割かれている。その典拠は、『百鍊抄』『兵範記』だけが朝廷の史料で、『神宮雜例集』や『各遷宮記』等ほとんど神宮側の史料で考証されている。当然ながら神宮側の記録の方が事態の詳細を把握でき、正確であるためと推察できる。

四、怪異を理由とする仮殿遷宮について

「怪異に依る仮殿」遷宮の理由として、守良は『典略』本文中に風水害だけでなく、「盜賊狂男の参入、或は鼠鵠などの御葺萱を損し、御装束を湿し、或は牛馬の心御柱を犯しなどするは皆怪異事」と説いている。⁽¹⁶⁾ その不浄に触れるという意から、仮殿を設けて御正体を御遷しし、修繕や奉飾等を終えて仮殿より還御するという清浄の徹底を意味すると思われる。「大風」「大雪」による殿舎の転倒、「狂人」「盜賊人」参入による不浄、「鼠」「牛馬」「鵠」による被害をすべて怪異

とし、ここでは計七項目に分けられている。

まず、「大風」による怪異をみたい。『太神宮諸雜事記』長曆四年（一〇四〇）七月二十六日条に「西風俄吹テ、豊受太神宮正殿、東西宝殿、瑞垣御門等払地顛倒」として、前述第二項で例を挙げた外宮正殿が大風による被害を受け、一時的に難を逃れ、仮殿遷宮に至った一件である。『百鍊抄』や、神宮の申状を以つて実際に後朱雀院へ奏聞した藤原資房の日記である『春記』、加えて鎌倉初期に成立した説話集『古事談』と多くの視点から同類の条文を引用している。

大風による殿舎の被害は、寛治六年（一〇九二）八月四日にも見られ、『扶桑略記』、『百鍊抄』が掲げられている。この大風により、内宮の西宝殿一宇と回廊、外宮の東西宝殿等の殿舎に被害が見られたことを踏まえて、守良は「寛治四年十二月に、二宮仮殿遷宮有けるを併せ考ふるに、宝殿の造営は浅間なりけん」と考察し、二年前にあたる寛治四年十二月に仮殿遷宮を行つていながらも関わらず、大風で御殿に影響が出る程、造営が浅はかであったと指摘している。

「大雪」による怪異については、『管見記』より引いているが、同書である『公衡公記』の弘安十年（一二八七）十二月二十六日注文状に「昨日夜深雪当宮以西松木倒懸西宝殿、彼殿令破損給、東宝殿并瑞垣御門千木等折損云々」とある。雪の重みで松の木が傾き、外宮西宝殿に掛かり、被害が及んだことが分かる。しかし、その直前である同年十月十一日に「豊受太神宮神主、注進、可下早経次第上奏、任先例勤行御一宿御仮殿、念被奉直新宮御方心御柱所損間事」とその注進状が載せられて、弘安十年九月の正遷宮後に、参詣人増加による天平賀の破損や心御柱の御筋・榊の損失が見え、それに併せて西宝殿・御門の被害が重なり、「大雪」の被害はその一因と思われる。その後、正応元年（一二八八）九月二日に御一宿の仮殿遷宮に至っている。⁽¹⁷⁾

「狂人」の参入による怪異は、『百鍊抄』承安四年（一二七四）四月三十日に「去年外宮宝殿簀子狂男子上事等也」について仗議されていて、事件翌年に仮殿遷宮

に至っている。『玉葉』にも同日の記事に詳細が見える。¹⁷⁾

更に『平戸記』仁治三年（一二四二）八月二十三日条に、¹⁸⁾

仁治三年八月二十三日 官外記勘申、祭主神祇権大副大中臣隆通卿言上、

於豊受大神宮内院瑞垣御門内、見附梳髪男、何様可有沙汰哉事、

右大臣、經、実権大納言藤原朝臣、雄、実権中納言藤原朝臣為経定嗣等定申云、

任承安例可被量行、略、中匪仍狂乱之身昇御殿簀子、其所為等粹絶

常篇、早行彼罪科、殊可被祈謝、兼亦如神宮奏状者、大破無比類

四面猶不全云々、今此狂人入墻郡、是則修造擁滞之咎、番直懈怠之故也、

略、中大宰権帥藤原朝臣頼、定申云、任承安例行仮殿遷宮、可被造替神

殿簀子階等與、件男病痛相侵、言嗣不詳云々、参入旨趣非無疑殆、猶

尋搜子細、重委可言上與、且隨申状可被定其科、凡虎光出拜猶

為忠守之過、況狂男入垣、偏是番直之疎也、（後略）

と詳細を引用している。「狂男」と表記すべきではなく、僧の忌み言葉として「梳髪男」としている点に触れ、その男の参殿を怪異と断じている。その後、承安の例に任せて仮殿遷宮を行っていることが分かるが、その指摘に終わらず、前年の仁治二年（一二四二）の十月十九日に、外宮は仮殿遷宮が齎行されて、御造営の直後であるため「実に四面御垣嚴重」であるにも関わらず「仮殿造替の大司怠懈の故といふべきなり。」と咎めている。更に翌年の寛元元年（一二四三）四月二十八日に、仮殿遷宮に至るが、その理由に「抑今度御遷宮、非殿内漏湿之儀、去年三月十日、狂人美濃国住人、参昇正殿大床之間、為御簀子御階造替」との理由を列挙して仮殿遷宮に至っている。

「盗賊人」参入による不浄については、仮殿遷宮の初見でも触れた延暦十年（七九二）八月五日に生じた事件である。『続日本紀』並びに『太神宮諸雑事記』

を引用して「数多の盗人が東宝殿に参入」して「盗賜御調、糸等」の被害が出たとみられる。¹⁹⁾ 下つて応永五年（一三九八）十二月二日「為盗人神宝御装束紛失事、忿遂行仮殿遷宮、取替御戸板并御坐板等、可奉被清神殿之由」と祭主に上申しており、御神宝を始め装束類に被害があったため仮殿遷宮を行い、正殿の御扉や御坐板と言われる御船代を安置するための土代等を新調している。「狂人参入による怪異」と同様に番直者の怠りと、御垣の粗悪な状態が原因と断定し、双方とも特に謹んで従事するよう主張している。

「鼠」の怪異は、『百練抄』仁治三年（一二四二）九月二十日条に、「今夜有仗議。太神宮御船代干透鼠出入有、其恐可被造替哉事也。」とあって、内宮の正殿内に鼠の遺骸が見つかり、御船代に鼠の出入りが確認されたため、同年十月二十二日に仮殿遷宮に至っている。また他に、建長年間にも外宮にて御装束類に虫喰いの汚損、御装束に被害の中でも、いささかその対応を批判しているのが、元弘二年（一三三二）の事例である。

南北朝時代に入っても類似的の被害が続き、『伊勢勅使部類記』に「正慶元年、内宮御装束二種鼠喰損事、及仮殿御沙汰、度々雖被仰忠緒、此時の大内宮司なり。終以不造進之間、送三十余年、康永奉遷新宮畢」と、装束類に鼠による被害が見られても、度々宮司に上申するも一向に仮殿遷宮に至らず、実に十一年後の康永二年（一三四三）に正遷宮を迎えている。この間、何度も違例を注進していることに對して、守良は「此怪異によりて早速仮殿造替在べきを、度々の御沙汰も用ひず十余年も造替なく、空しく式年を相待ける大司忠緒の懈怠不忠を糺し給はざるよしあるにや」と述べ、時の大宮司である大内忠緒を批判している。²⁰⁾

また、永仁五年（一二七九）の注進状に「一可下早且仰宮司長藤朝臣、勤行仮殿、且相念調猷御沙汰、被令奉飭替本宮御装束内四種鼠喰損事」とあり、鼠による御装束の被害が理由であることが解される。

他に、元亨元年（一二三二）に心御柱が鼠の被害に遭つたことについて、御一

宿の例を挙げていて、同被害が十三世紀から十四世紀前半に集中していることが特徴と言える。そして、守良は諸々の事例を挙げて、次の二点を書き綴っている。⁽²⁹⁾

一点目は、天正期以前の殿舎は屋根板が無かったという点である。檜の皮の上に直接萱を葺くという造営方式であったため、腐食が進むと雨漏れを招き、それに伴う御屋根の修理が必要となる。しかし、御神座の上部である御屋根に上って行き来することが許されず、補修作業も致しかねるため、仮殿へ遷御して正殿を修繕したのである。

二点目は、工匠の疎怠と御用材を水中乾燥させることの重要性である。守良は良匠に御船代に亀裂が走り害虫の出入りが見られることを尋ね、材木に水を蓄えて造営にあたらなければ、御用材が暴れたり割れたりするため、使用してはいけないとの結論に至っている。天正期を境に、仮殿遷宮は大きく減少することになるが、従前の理由から造営が非常に厳重になった点をあげている。

次に「牛馬」の怪異についてである。守良は、『神宮雜例集』に例が見えることと併せて『典略』の「心御柱」の条に先述したと記載しているが、牛馬の類は見当たらず、ただ「築立つる程はいささかも邪みなく、正しく立奉る例なり。もしいさ、かにも傾くことあれば、其職人に祓を課する事古記に見えたり。」と述べるに留めている。⁽³⁰⁾ ちなみに職掌人は禰宜、大物忌、宇治大内人、山内内人の事を指している。

その『神宮雜例集』からは、康平元年（一〇五八）十一月十八日夜中に牛が侵入し、外宮の心御柱の榊葉を喰い損ずることが生じ、翌十九日に発覚して奏聞を経て、翌年の一月十九日に宣旨が下されて榊を改めていることが分かる。七月二十日にも同様の事件が発生し、先例と同じく「一の禰宜等と山内内人」が榊を奉飾している。寛治三年（一〇八九）に、外宮の宮地内に心御柱を安置していたが、同じく奉飾されていた榊葉を牛が食べてしまい「康平の例」に基づいて宣下され奉飾するに至っている。⁽³¹⁾ そして、大治元年（一二二六）十二月に「太神宮仮

殿遷宮也。而心柱奉_レ立了後、榊為_レ鹿喰損。而遷御日時依_レ有_レ限、不_レ経_二奏聞_一、尋_二先例於_二二宮_一、奉_レ替_二榊葉_一、勤_二行遷宮_一了。」⁽³²⁾の記事から、心御柱奉立後に御下囲いの榊が鹿による被害に遭い、取り急ぎ上奏せず仮殿遷宮が行われて、榊を改めている。

最後に「鶴」の怪異については、永祿六年（一五六三）に外宮で約一二〇年振りに正遷宮が行われたが、その翌永祿七年七月に正殿東南隅の萱屋根が早くも退落している。その原因が、白鳩の巢が多く見られたことが挙げられ、同八年六月九日に仮殿遷宮を行っている。⁽³³⁾

当条の最後に、守良は「御殿の朽損漏霑の事によりて、仮殿遷宮あまた旧記に見ゆれど、常例にして怪異にあらざればいはず。たゞ見えつる怪異の例を記せるなり。」⁽³⁴⁾と説いて、殊更「怪異」を理由として仮殿遷宮が行われた例を淡々と引いている。そして、「猶よく尋ね求めなば、かゝる類なほあるべきなり。」⁽³⁵⁾と結び、掲げた事例に限らないことを述べている。

以上のことを踏まえて、「怪異」と雖も自然災害による被害と人災、生物による穢れに順を追って三つに区分されている。それに加え、『典略』中に自身の考証を挿入し、祭祀の厳修や運営上必要な伝記も盛り込まれ、朝暮・神宮双方に関わる典拠を網羅的に説いて客観視している点も当項の特徴である。

五、臨時遷宮について

臨時遷宮に関しては、全十八行と「式年外遷宮」の項目内では最も少ない。それは、『典略』成立以前の臨時遷宮は、延暦・嘉応・万治・天和年間と、数えて四度に留まり、全て内宮に限って行われている。この四度は、正殿の御炎上に関わり、一時的な仮殿乃至既存の殿舎へ奉遷し、正殿を新造した後、仮殿より還御申し上げることを臨時遷宮と称している。守良は、「別に臨時遷宮と云は有べきにあらざれど、今いへるは式年にも仮殿にもあらず、実に時にのぞみえやむ事なき事

あるによりて、正遷宮の式をもて新宮造営あり。すべて正遷宮に異ならざれど、二十カ年の式にあらぬ故に、古記に臨時遷宮といへば今もそれに従へるなり。」と述べ、臨時遷宮を正遷宮・仮殿遷宮にも当たらないが、式年だけが正遷宮に合致しないが他の式は正遷宮に基づいて正殿を新造し諸祭が行われていると解される。

第二項でも取り上げた延暦十年（七九二）に、東宝殿に盗人が侵入して後、火の手が廻り正殿炎上に至り、その翌年の延暦十一年（七九三）に行われた臨時遷宮を初見としてゐる。本来であれば、前回正遷宮にあたる同四年（七八五）の正遷宮から十九年後である延暦二十三年（八〇四）に正遷宮を迎えるべきところ、この大火より数えて十九年後の弘仁元年（八一〇）に正遷宮を行っている。このことについて、守良は「延暦十一年より弘仁元年まで、二十ヶ年に及べば式年なり。か、れば其中間に正遷宮ある故に臨時とは云なり。此後なるも准へ知べし」と述べている。⁽³⁹⁾ここでは、止むを得ない状況から次期正遷宮を待たずして執り行われる遷宮の事を指し、「式年の制が乱れた正遷宮に準じた遷御」であることが解される。

そして、仁安の大火の後に行われた嘉応元年六月十七日の臨時遷宮では、『百鍊抄』同年二月七日条に「有⁽⁴⁰⁾二仗議、諸道勘申、太神宮以⁽⁴¹⁾今年一造営、可⁽⁴²⁾為⁽⁴³⁾正遷宮一哉、然者外宮造替年限、相⁽⁴⁴⁾隨内宮一可⁽⁴⁵⁾縮行一哉事也、」とあり、仁平二年（一一五二）から式年にあたる承安元年（一一七一）に正遷宮が行われていることを記載している。同遷宮については、「か、れば臨時遷宮ありても、猶年限は縮め行はれざりけん。」と考察している。⁽⁴⁶⁾しかし、延暦の事例のように、前回の正遷宮から式年とするのか、臨時遷宮から式年の数えとするのか否かについては、その基準を知ることができない。

次の万治・天和年間の大火に伴う臨時遷宮も、前後の式年遷宮の中間に値し、嘉元期と同じように臨時遷宮を迎えている。いずれにせよ、全て正殿が焼亡するという共通点を持ち、新造された仮殿乃至既存の殿舎から、新たに造営された正

殿に還御されたことを臨時遷宮と呼ぶ。そのため、式年外遷宮に該当するが仮殿遷宮とは異なるため、当稿の末に揚げた図表の如く分類するに至った。

更には、臨時遷宮は大きく三つの期間に分けられる。

- ①、一時的に山中並びに既存の殿舎への遷御
 - ②、①から新造の仮殿または既存の殿舎への遷御
 - ③、正遷宮に準じて諸祭が斎行され、②より正殿への還御
- とそれぞれ事象毎に分解し、各項目に分類して明らかにしている。また、各事象毎に触れて詳細に説いている点が『典略』の特徴と言える。

六、儲殿遷宮について

最後に「儲殿」遷宮は、正殿以下の荒廃が著しい時代に殿舎等の異常が生じた場合、神宮の私力によって行われる仮殿遷宮のことである。速やかに禰宜より宮司を経て祭主へ注進されるも、御沙汰がない乃至造営料の下行がなく特に神宮の限りにおいて遷御、修理、還御を挙行することが、其の原則的な基準であったとされている。

ここでは、内宮の明応六年（二四九七）・永正十八年（二五二二）・天文十一年（二五四二）・万治元年（二六五八）の事例をあげている。外宮では延徳二年（二四九〇）・永正十八年（一一五二）・天文十年（二五四二）・永祿七年（二五六五）の事例を掲げ、各四度の仮殿遷宮を儲殿遷宮としている。

当条は全三十八行に亘り、各項目ともに簡潔に纏められているが、他の条目と重複している部分もあるため他に譲っていると考えられる。その中でも、最も情報量が多いのが、その初見に当たる明応年間の事例である。守良は、『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』の冒頭に掲載されている明応五年（二四九六）造宮所からの下知文を引用している。その全文を見ると、

一 造宮所御下知事

度々雖_レ以下_二解状_一有_中注進_上、御沙汰令_二停滯_一之条、神慮巨_レ測者也、縦近々
 二可_レ被_レ成_二造替_一之旨雖_レ被_二仰下_一、御材木着岸依_二山川大儀_一、日時ノ
 可_レ有_二逗留_一之处、剩御沙汰延引之間、可_レ及_二御顛倒_一事勿論歟、所詮先
 臨_二其期_一而可_レ奉_レ鎮_二御體_一儲殿ヲ可_レ有_二造進_一歟否之由、以_二權禰宜氏保
 神主_一被_二仰下_一之間、則一禰宜守朝可_レ然之由ヲ被_レ申、仍氏保神主頭工等
 ヲ招集令_二談合_一、御仮殿任_二度々例_一、東宝殿之旧跡_二儲殿ヲ可_レ有_二造進_一
 之由被_二申付_一、自_二役所_一貳百五拾貫文可_レ有_二下行_一之由被_二申合_一訖、

（傍線は筆者）

とあつて、殿舎荒廢が進む中、造宮所の下知により頭工等を招集させて相談した
 結果、先例に任せて東宝殿の旧跡に儲殿を造進すべき旨が記され、加えて幕府よ
 り造宮料の一部である二五〇貫文が下行され、申合があつたことが解される。幕
 府としては、遷宮を遂行する意は見えるが、経済的に疲弊していたためか、そ
 の多額の不足分を禰宜以下が私力で賄つていたと言える。但し、ここではあくま
 でも儲殿の造宮に対する下行であることは明確で、寧ろ幕府は正遷宮を推し進め
 るより積極的に儲殿制度を利用している。守良は、翌明応六年（一四九七）九月
 二十六日条を引いて「是によりて宮司神宮議定の上、用途物神宮にて儲具へて、
 仮に造宮なし奉りき。諸事率爾の沙汰なり。」と述べている⁽¹⁴⁾。その後、『宮司引付』
 の同年十月十二日の勤行文に、「宮司祿宜等 言上、皇太神宮遷御勤行状、右
 依当宮 正殿御朽損、御造替御事、及御沙汰刻、御壁板并御板敷等令_二壞落_一、
 至_二三殿内於諸人_一致_二拜見_一事、依有_レ恐、為_二神宮_一致_二了簡_一、暫之時御事者、
 奉_レ藏_二御神鉢_一於_二参詣貴賤_一畢、以_レ夜繼_レ日、可_レ被_二急造替遷宮_一者也、仍暫時
 之間遷御勤行件_レ如、謹解」と奉仕の次第を中央へ報告している。当然、遷御に

至る経緯を明記しているが、「仮殿遷宮」として勤行文を上申している。ただ、『典
 略』でも「儲殿といふ名目も仰事の中に見えたり。」と述べ、「儲殿」という言い
 回しは、神宮に限つて定めた言い方でないと考えられる。守良は、これを「こは
 内宮儲殿の始なり⁽¹⁷⁾」との見解を示しているが、前掲した『明応六年内宮臨時仮殿
 遷宮記』造宮所御下知条の傍線部である「御仮殿任_二度々例_一、東宝殿之旧跡_二儲
 殿ヲ可_レ有_二造進_一」と見えることから、それ以前に例があるとしているも、「仮
 殿」儲殿」としていることも留意したい。一方で、同時に本式である「正遷宮」
 を行い鎮め奉る趣旨の解状を上申していることが記されているため、あくまで臨
 時的な処置との認識であつたと思われる。

次に、永正十八年（一五二二）六月十三日に行われた仮殿遷宮についてである。
 守良は、その九年前にあたる永正九年（一五二二）閏四月二十七日付の室町幕府
 奉行人連署奉書⁽¹⁸⁾を引いている。

一、内宮事、近日既可_レ有_二顛倒_一之旨、依_二注進_一、可_レ被_レ造_二進儲殿_一之段、
 被_二仰付_一之处、云_二正遷宮_一、云_二仮殿_一、外 宮之義、相_二当順年_一之旨、
 捧_二正印_一歎申_レ之条、頗叶_レ理致者哉、於_二正遷宮_一者可_レ為_二外宮事_一所
 定也、所詮両宮役者、以_二私談_一之義、不_レ依_二年序遠近_一、不_レ論_二内外先_一、
 当时至_二朽損 宮_一、被_レ造_二進儲殿_一之様被_二申調_一者、可_レ為_二神妙_一之由、
 所_レ被_二仰下_一也、仍執達_レ件

永正九年閏四月廿七日

美濃守

撰津守

大宮司殿

と大宮司に宛てていて、そこでは幕府の意向が主に二点含まれていると思われる。
 一点目は、内宮に関しては殿舎の朽損が著しいため、儲殿を造進すべき点である。

二点目は、遷宮の前後論争についてである。内宮が寛正期を最後に式年遷宮が行われていない一方、外宮はそれより遡る永享年間以降正遷宮が行われていない。幕府は、正遷宮・仮殿遷宮共に外宮側が先行して行われるべきと正印を捧げて主張していることは、非常に理に適っているとの認識である。しかし、今は両者間で解決し、殿舎朽損しているなら儲殿、つまり神宮の私力で各々造営にあたり遷宮することが仰せ下されている。

その後、永正十五年（一五一八）九月に内宮仮殿造営に際して、幕府は明応期と同様二五〇貫文を下行し、直ぐに山口祭を齎行して以降、順次諸祭が執り行われていった。そして、先の「奉書」から九年の期間を経た永正十八年六月十三日に、両宮で初めて同日同夜に仮殿へ遷御されるに至った。このことについて、守良は「此儲殿は將軍の奉書あれば、用途をいさ、か給ひしにもやあらん。又仮殿とは云ながら遷幸の式本儀ならざる事、儲殿の詞にてしられたり。」と述べ、一般的には仮殿遷宮と言われるが、事実上の儲殿遷宮であったとして指摘している。天文十一年に行われた内宮仮殿遷宮についても、先だつて同九年に江州の永原氏から造営費の献納を受け充てている。⁵⁴しかし、朝廷の勅命がなく幕府からの下りもないため、同様に分類されている。

万治年間の儲殿は、万治元年（一六五八）十二月三十日に発生した火災が要因であり、その際は新旧の正殿以下の焼失を招いている。その詳細については『万治年中仮殿遷宮記』⁵⁵に、閏十二月二日の終日、懸命な造営によって仮殿の完成に至り、奉遷されていることが記されている。その状況を守良は「万治元年回祿記⁵⁶浦田藏人長⁵⁷」を引いている。

宮庭悉為⁵⁸二灰燼、禰宜權任等馳⁵⁹三參正殿⁶⁰已危、瑞垣御門難⁶¹開、依⁶²之長次越⁶³垣入⁶⁴二内院⁶⁵開⁶⁶之、一禰宜戴⁶⁷御正體⁶⁸、相殿荒祭祭風宮酒殿等御正體禰宜權任等奉⁶⁹戴、先奉⁷⁰避⁷¹北御門之東山⁷²之処火已迫、依⁷³之遷⁷⁴幸荒祭宮東方山

頂⁷⁵、以⁷⁶禰作⁷⁷殿形⁷⁸奉⁷⁹遷⁸⁰之、宮司禰宜等權禰宜宮奉行等日夜奉⁸¹衛護⁸²、及⁸³二夜⁸⁴、宮中燒亡之狀孟火如⁸⁵掃⁸⁶地、不⁸⁷殘⁸⁸二字、同⁸⁹二日⁹⁰二宮人夫工匠等、急速奉⁹¹作⁹²二假殿⁹³、一日畢、其狀以⁹⁴板⁹⁵為⁹⁶屋⁹⁷為⁹⁸壁、以⁹⁹三神葉¹⁰⁰葺¹⁰¹屋、拵¹⁰²以¹⁰³神葉¹⁰⁴、前豎¹⁰⁵三黒木御門¹⁰⁶、以¹⁰⁷薦¹⁰⁸為¹⁰⁹屋¹¹⁰以¹¹¹三神葉¹¹²為¹¹³垣、其殿之長広二間三間、而其地在¹¹⁴三北御門之旧跡¹¹⁵、又番直所有¹¹⁶三東北之角¹¹⁷、^{九尺三間}簀子床薦壁¹¹⁸以¹¹⁹暮木¹²⁰為¹²¹屋、禰宜權祢宜物忌各¹²²一人、^{宮奉行二人}、^{代官二人}、日夜為¹²³三番直¹²⁴、同日亥刻奉¹²⁵遷¹²⁶假殿¹²⁷了、件燒亡者橋姫社之西方紺染屋某出火也、後日被¹²⁸追放¹²⁹、依¹³⁰之内宮之地停¹³¹止紺染屋¹³²、又當十二月廿一日交替御門御鑑不¹³³合故不¹³⁴開、而為¹³⁵行事¹³⁶古老云、御裏御門不¹³⁷合時者、宮中不吉之由所¹³⁸伝来¹³⁹也、果有¹⁴⁰此災¹⁴¹云々

とあつて、火災から各宮社の御正体を奉護するため出御し、荒祭宮の東方山頂に、神で造作した御殿に一時的に奉遷した。宮司以下が昼夜問わずその護衛を務める一方で、急いで仮殿の造営にあたり、その仮殿や御垣は悉く神・神葉乃至榑の木が使われていた。つまり、御正体を仮殿ができるまでの間止むを得ず山中に鎮め奉る場合に、具体的な場所（山頂）・方角（東方）・御殿の仕様（榑等）・遷御の間帯（亥刻）が記されている。続いて、鎮火した後宮地を整理して一日で仮殿を設けている。その仕様についても、屋根と壁面は板葺き・装飾は神葉・御門は黒木で設え、古殿地北御門にその仮殿を設けたことが記されている。番直の宿衛屋は仮殿の「東北」とあるため、現在の北宿衛屋の位置に相当すると推察できる。守良はこの仮殿遷宮についても、私力で造営したことから儲殿の扱いとしている。

一方、外宮側の儲殿遷宮についても、四度とも内宮と類似した経緯を持つ。第三項で述べた延徳二年の大火に際して、一日で設けられた仮殿は儲殿に分類され、永正十八年の儲殿遷宮は前述の通り、内宮と同日同夜に行われた遷宮をさしている。

次に天文九年六月、『司家之旧記』の注進状⁵⁴には「當宮御假殿、依⁵⁵為⁵⁶以外御朽損、致⁵⁷數ヶ度注進⁵⁸雖⁵⁹奉⁶⁰待⁶¹御造進之節⁶²、于⁶³今不⁶⁴速⁶⁵御沙汰⁶⁶、然間御願落

待_レ日而已矣、爰内宮以_二私調法_一欲_レ成_二造替_一（中略）外宮亦以_二私議_一造料如_レ形致_二調法_一畢、早速可_レ遂_二造替_一者乎」と外宮殿舎の朽損が進む中で、注進しても御沙汰がないため、造替の準備を私力で進めるに至っている。その後、「一禰宜備彦神主與_二禰宜權任_一密談、當宮亦欲_レ使_二諸国武家人_一造_中替_上之、即以_二神宮連署_一注_二進_一之_二而度會俱尚神主、差_二尾州織田彈正忠平信秀朝臣之許_一告_レ之、俱尚至之夜、信秀有_二靈夢_一、信秀不_レ及_二三言_一、即同心遂_二造替_一」として織田家の寄進を得て翌天文十年に造替に至っている。

下つて永祿六年（一五六三）に、永享年間以来式年造替の日の目を見るが、その直後である同八年に仮殿遷宮を行っていて、その注進状¹⁵の中から「就_二正殿御萱俄損落_一致_二注進_一之処、為_二神宮調法可_レ仕之旨被_二仰下_一、任_二叡慮_一遂_二其沙汰_一、六月七日奉_レ遷_二御仮殿_一、其後加_二御修理_一、同十六日神事之時、可_レ奉_レ為_二遷御_一之旨注進言上」の部分を用いている。私力で仮殿を設けて奉遷して御屋根の落損箇所を修繕した後、還御に至っており、正遷宮再興を迎えても儲殿の制度が持続して機能していることが分かるため、俄かに再興を見たとは言いがたい状況であった。

さて、儲殿遷宮は、大きく二つの側面がある。長く見れば式年遷宮中絶期を中心に一時的な糊塗を目的とした側面と、短期的には火災による臨時的な対処法という側面がある。両面の意味合いから神宮経済下の限りで御殿を設え、守良はあくまでも「仮殿遷宮」の範疇として位置付けている。「後世に儲殿といふも出来て種々非例なる事多かり。」との見解を示しているのと同時に、「此儲殿の類を遷宮次第記にはみな仮殿遷宮と記せり。こは仮殿と云には異なるをひとつに混て記せるは、委しからざるなり。」¹⁶と述べている。仮殿遷宮ではあるものの、詳しく見て相違点を整理する必要性がある点を訴えている。しかし、その定義としては、「神宮の私力」という経済的観点に限って指摘されているが、それだけではなく、大きな相違点としては造宮使（修理使）の発遣の有無も見られ、検討の余地があ

り、仮殿遷宮の保有する意味合いに変遷が見えることについては、第三節で展開したい。

七、まとめ

当稿では、蘭田守良神主著『神宮典略』に見られる初回正遷宮に対する見解と、「式年外遷宮」を中心に臨時的に執り行われてきた仮殿遷宮について明らかにしてきた。守良の説に依れば、現段階で確認できる初回の正遷宮は、内宮の延暦四年（七八五）の遷宮との見解が示されていたことが分ると同時に、守良が神宮側だけでなく朝廷側の史料にも重きを置き、律令学者として客観的視点を持っていたことを繰り返し触れてきた。そして、「式年外遷宮」の項目の中から「仮殿」「以諸殿為仮殿」「依怪異仮殿」「臨時遷宮」「儲殿」を中心に触れてきた。

「仮殿」では、仮殿遷宮を執り行うべき注進状が、禰宜より宮司・祭主に上申され、更に上奏を経て日時が選定され、準備に遺漏なく厳粛に行われている点から、正遷宮に準じて斎行されていた。そして、仮殿の仕様について言えば、大嘗宮と同じく仮殿が黒木造であった点と、殿舎・心御柱・御船代をはじめ御神座周りに至る御装束は原則的にすべてを新造・新調して奉飾するという点が述べられていた。

「以諸殿為仮殿」では、既存の殿舎を仮殿として奉遷された事例を掲げ、その理由を種々列挙していた。新御敷地において、次期式年遷宮の造宮工事が進められている場合、仮殿の新造が難しい。そのため、現宮地の東宝殿に御橋・高欄等を設けて仮殿とした。他にも、大風や御炎上によって、内宮忌火屋殿・御饌殿・古殿、更には外宮調御倉にも奉遷されていた。

「依怪異仮殿」では、中世社会の仕組みであった怪異を理由に、仮殿遷宮斎行の必要性を注進する事例を種々掲げてきた。「大風」「大雪」による自然災害、「狂人」「盜賊人」参人による不浄、「鼠」「牛馬」「鴿」による被害をすべて怪異と見

做し、七項目に亘り区分されていた。

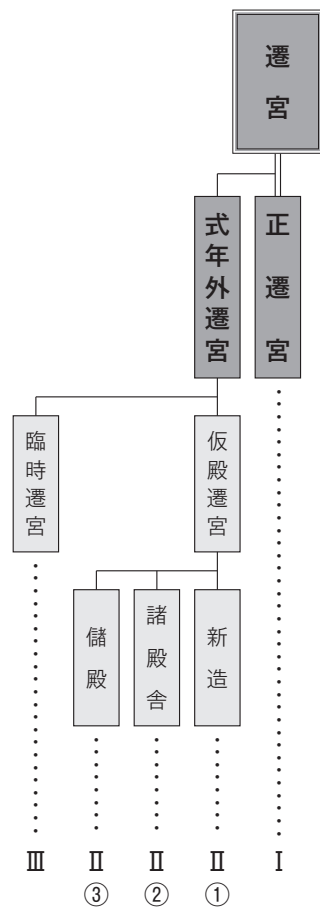
「臨時遷宮」では、文化年間までに計四回、延暦・嘉応・万治・天和度の内宮御炎上に伴う正殿の焼失により執り行われたことに触れていた。そして、臨時遷宮に至る迄には、大きく三つ期間に分けることが可能と考えられる。炎火から逃れるために、一時的に山中並びに既存の殿舎へ遷御され、次に仮殿を新造する及び既存の殿舎への遷御を経て、正遷宮に準じて正殿を造営し、遷御を迎えるということである。

「儲殿」遷宮は、式年遷宮中絶期における殿舎等の荒廃が著しい際に齋行される場合と、御炎上に際して急造され御遷しした場合とを例に挙げ、禰宜より注進され宮司・祭主より上申されるも、御沙汰がない乃至造営料の下行がないといった理由から、神宮の私力の限りにおいて行われる仮殿遷宮である。守良は内宮と外宮各四度の事例を挙げて分類し、御正体・御神宝を奉護することは不変であるが、長期的には中絶期の対処法、短期的には火災による臨時的な対処法との見解を示している。そして、儲殿遷宮は仮殿遷宮の範疇ではあるものの、前例としてはならないことを述べている。

「式年外遷宮」の各項目に共通して言える事は、守良の史料に対する客観性である。古代法制に精通した律令学者であり、特に朝廷側の史料を依拠することに重きを置いていたと言える。後世に加筆の可能性がある出口延佳神主の『伊勢二所太神宮例文』『二所皇太神宮遷宮次第記』に留まらず、内宮神宮家の記録である『太神宮諸雑事記』であつても、古い伝承部分を慎重に選定すべきとの立場を鮮明にしている。

結論的に、仮殿遷宮についての類型化が顕著となるのは、守良の『典略』であり、それ以前については他に見当たらないと思われる。これまで一括されてきた仮殿遷宮を式年外遷宮と称し、仮殿遷宮と臨時遷宮に分類し、更に仮殿遷宮を細分化すると仮殿を新造・既存の諸殿舎を仮殿として使用・神宮の私力を以て仮殿

を設ける（儲殿）という三種に分類することが可能である。「式年外遷宮」条に基づいて類型化すると次のように図式化して纏めたい。



また、末尾に各遷宮を類型化した一覧表を掲げて説明に返したい。ちなみに、守良が生きた天明五年（一七八五）から天保十一年（一八四〇）の間、仮殿遷宮が齋行されていないため、その奉仕の経験がなく、最も近いところで言っても、天和年間の内宮の御炎上による仮殿遷宮と臨時遷宮まで遡る。よつて幕府の安定した造営料足により式年が守られた時代に生き、遅延する事無く正遷宮が執り行われていた点を付記したい。

第三節 仮殿遷宮の終焉

一、中世的遷宮から近世的遷宮への移行期

守良の仮殿遷宮研究を踏まえて、いつの時代も一貫して御正体を奉護することには変わりなく、仮殿遷宮はその方法論の相違にしか過ぎないことを説いてきた。しかしながら、仮殿遷宮が行われなくなつていった決定的な理由までは説き及んでいない。そこで、今節では、これまでの考察を踏まえて、仮殿遷宮からみる式

年遷宮の変遷について言及していきたい。

第一節「仮殿遷宮と正遷宮との比較」の中で、鎌倉期における仮殿遷宮は、正遷宮に準じて齋行されてきたと結論付け、筆者はそれを「中世的遷宮」として述べてきた。しかし、室町期に入ると、仮殿遷宮の保有する意味合いに変遷が見られると言わざるを得ない。

例えば、明応六年（一四九七）齋行の仮殿遷宮を記した『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』に、「明応五年六月廿一日（中略）木作始以前、如形木本祭ヲ奉¹⁵⁸執行、頭工等勤之¹⁵⁹。」と心御柱の奉採に始まり、その後、立柱上棟祭を始め、御装束裁縫行事、洗清、御船代祭、鎮地祭と後鎮祭、河原御祓、宮飾御装束奉粧、遷御、更には古物渡・取物次第行事・勤行次第の注進まで記されている¹⁵⁹。正遷宮と同規模の行事を行っているといつて良いが、ここでは御船代祭を齋行していることに注目しておきたい。

次の永正十八年（一五二二）でも、その注進状中に「神殿損失以外也、顛倒之畏怖、不¹⁶⁰期¹⁶¹明日¹⁶²」という正殿の朽損を理由に仮殿遷宮の運びとなる。その諸行事も、造営工事の開始を意味する木造始祭の日時、心御柱の奉採と奉立行事以降、御船代祭、御戸立祭、御装束裁縫行事、遷御時の取物行事次第、祝詞文、分配のことが記されている¹⁶⁰。また、「河原御祓ノ時、御川ニテ仮ノ御樋代等アライス、キ可¹⁶³奉¹⁶⁴ヲ、物忌等アライ清メ奉¹⁶⁵ラス」とあることから、仮御樋代を奉製し、洗い清めている。御船代の記述が見当たらないが、明応六年と永正十八年ともに御船代祭が執り行われているため、御船代か仮御船代かは分かりかねるが、何れかが奉製されていることは間違いないと見て良い。

そして、所謂遷宮中絶期の仮殿遷宮は、中世的遷宮から近世的遷宮への移行期にあたると考えられる。「分配物事」条に注目すると、次のように記されている¹⁶⁶。

今度之仮殿明応六年儲仮殿之如¹⁶⁷例、公文所分配、儲殿例不¹⁶⁸可¹⁶⁹為¹⁷⁰例、其

故者儲殿私ノ遷宮、今度ハ仮殿ノ儀式、仮殿ハ宮司造錢奉¹⁷¹請取¹⁷²頭工等ニ被¹⁷³渡、今度モ如¹⁷⁴先例、官下モ如¹⁷⁵先例、然者一禰宜於¹⁷⁶宿官¹⁷⁷、如¹⁷⁸先例¹⁷⁹分配、儲殿ニ相違、絹垣之役者、公文方種々被¹⁸⁰申事有歟、正遷宮之時者、絹垣御蚊屋御壁代御幌御床敷絹布公文所分配例有歟、仮殿時者、禰宜衆配分、儲殿ハ遷宮儀式也

とあって、永正十八年の仮殿遷宮は、明応六年の前例に基づいて公文所から分配となることに対して、永正期は「仮殿の儀式」であるから大宮司の責任において行われたため、一禰宜である荒木田守兼神主の宿館で、その分配が行われるべき旨が記されている。儲殿の諸行事は正遷宮と同様であるが、あくまでも仮殿遷宮の範疇であるとの主張である。

その続きに「守則代守晨自筆之注進文」として、藺田守晨神主が儲殿についての見解を示している¹⁸¹。

右大宮司廣長申状之旨、致¹⁸²披見¹⁸³訖、抑¹⁸⁴仮殿之儀、申¹⁸⁵付¹⁸⁶大宮司¹⁸⁷之段、勿論也、然¹⁸⁸儲殿事、准¹⁸⁹仮殿¹⁹⁰可¹⁹¹存¹⁹²知¹⁹³之処、伊忠被¹⁹⁴申¹⁹⁵付¹⁹⁶之由、訴¹⁹⁷申¹⁹⁸之歟、既¹⁹⁹明²⁰⁰應²⁰¹六²⁰²年²⁰³内²⁰⁴宮²⁰⁵并²⁰⁶文²⁰⁷龜²⁰⁸元²⁰⁹年²¹⁰外²¹¹宮²¹²儲²¹³御²¹⁴殿²¹⁵造²¹⁶進²¹⁷、乍²¹⁸兩²¹⁹度²²⁰不²²¹申²²²付²²³大²²⁴宮²²⁵司²²⁶者²²⁷也、爰²²⁸被²²⁹レ²³⁰号²³¹儲²³²殿²³³事²³⁴非²³⁵伊²³⁶忠²³⁷所²³⁸意²³⁹、禰²⁴⁰宜²⁴¹等²⁴²令²⁴³評²⁴⁴定²⁴⁵者²⁴⁶也、於²⁴⁷仮²⁴⁸殿²⁴⁹者²⁵⁰無²⁵¹拍²⁵²儀²⁵³式²⁵⁴、至²⁵⁵正²⁵⁶遷²⁵⁷宮²⁵⁸者²⁵⁹数²⁶⁰十²⁶¹年²⁶²御²⁶³延²⁶⁴引²⁶⁵之²⁶⁶間²⁶⁷、神²⁶⁸宮²⁶⁹後²⁷⁰生²⁷¹之²⁷²輩²⁷³、神²⁷⁴殿²⁷⁵之²⁷⁶所²⁷⁷役²⁷⁸、神²⁷⁹秘²⁸⁰以²⁸¹下²⁸²之²⁸³規²⁸⁴式²⁸⁵可²⁸⁶退²⁸⁷轉²⁸⁸之²⁸⁹条²⁹⁰、神²⁹¹拜²⁹²等²⁹³為²⁹⁴習²⁹⁵礼²⁹⁶、称²⁹⁷儲²⁹⁸殿²⁹⁹、奉³⁰⁰正³⁰¹遷³⁰²宮³⁰³之³⁰⁴作³⁰⁵法³⁰⁶訖³⁰⁷者³⁰⁸也、³⁰⁹末³¹⁰略³¹¹之

とあることから、守晨は仮殿遷宮が大宮司の責任において執り行われ、儲殿についても仮殿遷宮に準じて行われるとの見解である。五禰宜として実際に守晨が奉仕した明応六年内宮仮殿遷宮、また外宮の文龜元年（一五〇二）仮殿遷宮は祭主

藤波伊忠が大宮司に申付けを行わず、禰宜連中が協議の上、「儲殿」と号した。その理由として、正遷宮が数十年間延引している中で、後世の人々が祭儀の規式が分からなくなったり、神秘に関わることが不明になったりしないよう、「習札」として正遷宮と同じ作法を以て奉仕することを儲殿と指している。

この点について、前節「儲殿遷宮について」で、守良の「儲殿」に対する見解を「神宮の私力によって行われる仮殿遷宮のこと」としてきた。守良は、同項目内での永正十八年内宮仮殿遷宮について、その典拠を『宮司引付』の「室町幕府奉行人連署奉書」に求めていた。つまり、典拠に対して客観的視点を持っていた守良が、この『永正十八年内宮仮殿遷宮記』の解題にある通り「古写本ハ久邇宮家ニ一本ヲ藏セラル。」であると共に、中川経雅神主が書写して松木家に所蔵したとあることを考慮すると、守良の儲殿に関する所感を知り得なかったと考えられる。現に『典略』内の「式年外遷宮」に同書が典拠として掲げられていないため、これを確認していれば、守良の儲殿に対する見解も大いに影響を受けたと考へ得る。

依って、次の三点を主要因として中世的遷宮から近世的遷宮への移行期として捉えたい。

- 一、鎌倉期は正遷宮の翌年には古殿を解体していたが、寛正三年の内宮正遷宮における古殿を三年存置したこと。(第二節第三項の既存殿舎の使用について)
- 二、明応六年内宮の仮殿遷宮では、造宮使(修理使)の任命が無く、大宮司の責任の下挙行される。その行事は、これまでの仮殿遷宮には見えない木本祭や御船代祭等が見え、御種代・御船代も改めてられて、正遷宮同様の行事を以て進められた。

- 三、儲殿に対する蘭田守良の見解が『永正十八年内宮仮殿遷宮記』に示している通り、「神拝等為_二習札_一、称_二儲殿_一、奉_二正遷宮之作法_一」とあることから、そ

の行事作法を受け継ぐための要素も含まれていた。

造宮使または修理使等の補任を経て正遷宮に準じて執行される仮殿遷宮による式年遷宮の維持期間である中世的遷宮期より、以上の三つの要因から移行期を迎えたい。

二、近世的遷宮の成立

天正十三年(一五八五)に、初めて同年に両宮にて正遷宮が執り行われた。この造宮に際して、これまでと事なる点が見られ、福山敏男氏が『神宮―第六回神宮式年遷宮―』¹⁶⁷の中で、「天正以降では、寛正以前の古制を忘れて、変化した部分も少なくない。たとえば、垂木の上端に打った木舞の上に厚い縦板を葺き、その上に萱を葺いて、雨漏りを警戒したのは天正以後の仕事で、そのため昔のように萱葺のとき殿内に針返役人が入って萱を結ぶ作業は不可能になった。」と述べている。針返役人については、守良も『典略』の中で「正殿の御屋は檜皮を差し、其表に萱を葺き、蕨縄を下なる棧に徹し縫て堅むる事なれば、番匠工は屋上より縄針を徹せば、殿内より表へ其針を返すをいふ。殿内は工夫の漫に参昇すべきにあらざれば、此針返役人を定て此人の針を返す事古よりの例なり。」と記され照合していることが分かる。更に、守良は「かくて天正慶長の造宮より正殿は厚板をもて屋として、表萱をのみ葺奉る如くなり来りしかば、此針返所役も絶て忌鍛冶内人進れる針をもて堅むれば、古式とは何事も立まさりて今の世の如くいかしき大宮とぞなれりける。」¹⁶⁸とあることから、結論的に針返役人は断絶してしまふ。屋根に厚板を敷くことにより、針が屋根裏から表へ通らなくなったが、その英断によって屋根の耐久性が飛躍的に向上し、正殿内が萱の朽損に伴って雨ざらしの状態になり、修繕を理由に仮殿遷宮が行われることはなくなった。これは、「怪異を理由とする仮殿遷宮について」で前述した守良の指摘と同じである。

また、福山氏は他に変更点として、妻飾りについて言及している。¹⁶⁹棟木を支える短い柱である宇立を「御形束」、御形木の横材を「押木」、縦材を「押束」と呼ばれるようになり、扱首と宇立の間にある細い角材「妻塞押木」の忘却、梁が太くなり桁の上に組まれるようになった点等を挙げているが、肯定的に「他の神社の本殿の現在形式にくらべると、きわだって整っており、鯉木を除けば、すべて直線的な構成¹⁷⁰」による威厳さを感じられると述べている。それは、天正期の造営再興にあたり、同氏は「工匠の苦心の造形」として評価している。

再興を見せた同式年遷宮以降、万治・天和の御炎上を除き、仮殿遷宮が行われたのは、内宮では慶長三年（一五九八）、外宮では同じく慶長三年と寛文四年（一六六四）の計三度である。慶長期の注進状を見ると「注進、可下被^レ経^二次第上奏、当宮御殿御萱葺就^一御朽損^一從^二殿下^一御修理被^レ仰出、仮遷御造進之間之事（中略）任^二先例^一注進言上如^レ件」とあり、早くも萱屋根の朽損が見えている。残念ながら、同書には遷御当日の式次第や取物の一覧は残っているが、遷御までの修理状況の記載が見当たらない。しかし、類推が許されるのであれば、縦横に走る垂木に屋根板を打ち付け、その上から松皮を差して萱を葺いていたが、その萱の部分¹⁷¹が両宮とも同時に抜け落ちたと考えられる。そして、それ以降、萱屋根の朽損が原因で仮殿遷宮を行うことは確認できない。

その後、慶長十四年（一六〇九）の内宮並外宮の正遷宮が斎行され、江戸幕府という統一的且安定的な政権下で、以後式年が守られていく。この天正・慶長の造営が近世的遷宮への転換期であったと同時に、仮殿遷宮の終焉を迎えるのである。

おわりに

以上のように縷々述べてきたが、これまでの仮殿遷宮の研究は、遷宮の斎行が難しい場合の糊塗としての要素に主眼が置かれ、式年の延引による殿舎の朽損や中世社会における怪異という特質的な事由を含め、神事の違例を中心に目が向けられてきた。確かに、式年遷宮の中絶期の殆どは、その側面を持っていることは守良も是認していると言えるが、他方、中世的遷宮は禰宜から次第を注進して宮司・祭主を経て上奏され、占断を仰いで官旨が仰せ下されて後、正遷宮に準じて準備に遺漏なく厳粛に行われている側面を持っている。僅か御一宿の遷御だったとしても、心御柱を奉立し、御神座周りの御装束類の新調と奉飾を行い、川原大祓を行っているという点は、仮殿遷宮を斎行する上での必要不可欠な要素であると指摘したい。

しかし、寛正三年の正遷宮以降、式年遷宮は中絶期を迎え、中世的遷宮より近世的遷宮へと移行していく時期を迎える。鎌倉期に翌年解体していた古殿を、寛正三年の際には臨時に備えて三年存置し、少し下って明応六年には造宮使の任命が無く、大宮司の責任下で仮殿遷宮が執行される。その行事故第は、これまでと異なり木本祭や御船代祭等も行われ、御樋代・御船代も改められていたと考えられる。また、儲殿に対する蘭田守農の「神拝等為^二習礼^一、称^二儲殿^一、奉^二正遷宮之作法^一」という見解の通り、儲殿は正遷宮に準じた祭儀を執り行い、その行事故第を受け継ぐための要素も含まれていた。

そして、天正と慶長期の造営を迎える。これまで、正殿修理にあたり奉仕にあたった針返役人は断絶し、屋根に厚板を敷くこととなった。その英断によって屋根の耐久性が向上し、福山敏男氏も「工匠の苦心の造形」として評価している。正殿の萱の朽損を理由とする仮殿遷宮が行われることはなくなり、江戸幕府とい

う統一且安定的な政権下で、式年遷宮は運営されていくこととなる。

正殿を始め諸殿舎等に異常があれば、どの時代においても禰宜が注進して御正体を奉護する姿勢は一貫している。その一員であった守良も、古法を重んじるだけでなく、『典略』の書き振りからも分かる様に、極めて客観的な立場を重んじると共に、祭祀の厳修に必要で且つ具体的な伝記等を掲載し、その姿勢を通貫していたと推察する。御一宿であっても諸祭遺漏なく周到に行われた仮殿遷宮を見て「古より此二大宮はいと尊きほど明かならずや」という守良の言葉に、仮殿遷宮の本質を求めることができるのではないだろうか。

最後に、仮殿遷宮の持つ本来的な意味については、以降更に十分な検討が必要と思われる。例えば、建物の仕様が大嘗宮と同じく黒木造で、板葺きの屋根、その大きさに関しても同規模と類推されるが、その類似性だけでなく、抑もなぜ黒木を使用するかという点も考察の余地がある。両者の共通点から推察が許されるのであれば、『太神宮諸雑事記』白鳳十四年の「官符、二所大神宮殿舎御門垣等破損時、宮司令三修補二承前例也」との記述から「随破修繕」を古儀として見做すことができるだけでなく、更に遡って神宮の御鎮座当時の姿を求めることが出来ると考え得る。

本稿では藺田守良著『神宮典略』の「式年外遷宮」を抽出して扱ってきたが、他の項目から見る藺田守良像、他の神宮祠官が仮殿遷宮をどのように捉えていたのかを考究し、比較検討行っていく点についても、今後の課題として潜考したい。

註

- (1) 鎌田純一氏「中世における神宮仮殿遷宮(上・中・下)」『大倉山論集』第二十七(平成二年)・二十八(平成二年)・三十号(平成三年)、中西正幸氏「伊勢の式年外遷宮」『國學院大學大学院紀要』第四十四号(平成二十四年)、『伊勢市史』第二卷中世編第一章第二節「鎌倉時代の遷宮と神宮祠官」第二項「仮殿遷宮」(多田實道氏執筆、平成二十三年)等がある。

- (2) 山田雄司氏「室町時代の災害と伊勢神宮」『史林』第九十六卷第一号(平成二十五年)
(3) 『神宮遷宮記』第一卷所収「建久元年内宮遷宮記」(神宮司庁編、国書刊行会、平成四年)、一〇二九頁

- (4) 前註(3) 三頁

- (5) 前註(3) 五頁

- (6) 前註(3) 一一頁

- (7) 前註(3) 三二―三五頁

- (8) 前註(3) 『建久九年内宮仮殿遷宮記』解題

- (9) 前註(3) 三頁

- (10) 前註(3) 四頁

- (11) 前註(3) 所収「建久九年内宮仮殿遷宮記」、一一一―一三二頁

- (12) 前註(3) 所収「建久九年内宮仮殿遷宮記」

- (13) 前註(3) 所収「安貞二年内宮遷宮記」

- (14) 前註(3) 所収「宝治元年内宮遷宮記」

- (15) 『神宮遷宮記』第二卷所収「元亨三年内宮遷宮記」(神宮司庁編、国書刊行会、平成四年)、二八―四三頁

- (16) 前註(3) 所収「仁治三年内宮仮殿遷宮記」、三五五―三六七頁

- (17) 大神宮叢書『神宮典略』前篇(神宮司庁編、臨川書店、昭和五十一年)、四四五―四六六頁

- (18) 『伊勢の宮人』(中西正幸著、国書刊行会、平成十年)、七四頁

- (19) 前註(17) 一頁

- (20) 前註(17) 三三五頁

- (21) 神道大系編纂会編『神道大系』神宮編一所収『太神宮諸雑事記』(神道大系編纂会、昭和五十四年)、三一九頁

- (22) 大神宮叢書『度会神道大成』前篇(神宮司庁編、臨川書店、昭和四十五年)、三〇三頁

- (23) 『群書類従』第一輯所収「伊勢二所大神宮例文」(統群書類従完成会、昭和四十六年)、二一九頁

- (24) 日本古典文学大系68『日本書紀』下(岩波書店、昭和四十年)、三九〇頁、天武天皇元年六月二十六日条
- (25) 前註(22) 四六頁
- (26) 前註(22) 四七頁
- (27) 前註(22) 四八頁
- (28) 『二所皇太神宮遷宮次第記』第一卷(神宮文庫蔵二〇六号)、八丁オ
- (29) 『群書類従』第五輯所収『中臣氏系図』(続群書類従完成会、昭和五十二年)、二四七頁に弟投の尻付に「伊賀守從五下弟投、大中臣朝臣養子也、造宮補任云。延暦四年九月太神宮遷宮使神祇大祐正六上弟牧ト云此人事歟。」とあるも、守良は『典略』の本文中(三三六頁)では「大中臣系本に、造宮使中臣弟牧と云人見えたり。」と述べ、「弟牧」とあてている。
- (30) 前註(17) 三三六頁
- (31) 前註(17) 三三六頁
- (32) 前註(17) 三四二頁
- (33) 前註(17) 三四二頁
- (34) 前註(17) 四四五～四六六頁
- (35) 前註(21) 三四〇頁
- (36) 前註(21) 六八～六九頁
- (37) 『増補史料大成』卷二十一所収『兵範記』卷四(増補史料大成刊行会編、臨川書店、昭和五十六年)、二六八頁、仁安三年十二月二十四日条に「去廿一日申剋太神宮正殿焼失、從權神主師朝宿館猛火出来、炎煙熾盛不能禦滅、於御正体者無事奉出、暫奉鎮忌屋殿了」と見え、斎館より出火して正殿の焼失を招き、御正体をしばらく奉遷して後、忌火屋殿へ奉遷していることが解される。
- (38) 『新訂増補国史大系』卷十一所収『百鍊抄』第八(吉川弘文館、平成十二年)、八四頁、六月十七日条に「今日、太神宮遷宮也、炎上以後所造宮也」とある。
- (39) 前註(17) 四四五頁
- (40) 前註(21)、長久四年四月三日条(四一三～四一四頁)に「抑檢先例、二所太神宮、及七所別宮、御濕損之時、以三次第解狀上奏、申請修理使、隨宣旨、奉仕假殿遷宮之例也。而祭主永輔朝臣、不_レ上奏於公家、以私物、奉仕御修理(後略)」と修理使についての記録が見られる。
- (41) 前註(3) 所収『建久年内宮假殿遷宮記』一〇二頁
- (42) 前註(15) 所収『嘉元二年内宮假殿遷宮記』二二一～二二三頁に、嘉元二年二月二十七日注進条「東宝殿天井、御樋代、御床、御橋、簀子等、杣山、庭作単功、并工等員数事」に「料黒木大小七十枝」とある。
- (43) 『神宮遷宮記』第三卷所収『応永二十五年内宮假殿遷宮記』(神宮司庁編、国書刊行会、平成四年)、四四七頁に「注進、御假殿東宝殿四面大床高欄御橋等料黒木事」とある。
- (44) 前註(43) 四六五～四六六頁に、「假殿遷宮司中分工交名事」条参照のこと。
- (45) 藪田守農著『永正記』は全二巻で、書名は成立時永正年間であったため。前巻は触穢・禁忌・忌火物事等三十条、後巻は一二〇条から成る神明遺勅や奉仕規範といった内容になり、假舎の仕様に対する記述は見られない。
- (46) 訳注日本史料『延喜式』上(虎尾俊哉編、集英社、平成十二年)、巻第七踐祚大嘗祭、第二十二条大嘗宮条(四二二頁)に悠紀殿の仕様が記載され、第二十三条(四一五頁)に廻立殿の仕様についての記載が確認できる。
- (47) 前註(17) 四四五頁
- (48) 『続日本古典全集』所収『貞観儀式』(荷田在満校訂、現代思潮社、昭和五十五年)、一五七頁、「神坐殿者構以黒木、用萱、倒葺内構楯櫛敷席其上更亦敷絶高萱御倉者、以四枝黒木為柱、用葺片葺薦為壁代」より抜粋していることがわかる。
- (49) 前註(17) 四四六頁
- (50) 前註(37) 所収『永昌記』、一九八頁、大治元年二月十六日条に「被_レ勘_レ豊受宮假殿遷宮日時、木作、今月廿六日、豎_レ心柱、二月二日、奉_レ渡_レ御体於假殿、四月十一日、加_レ修理、同日、奉_レ移_レ御体於正殿、同日(中略)山口祭木本祭日時、可_レ被_レ勘_レ者、案_レ之、廿年一度正遷宮被_レ勘_レ之如_レ此」と見えて、選定されていることが分かり、また同時に『伊勢勅使部類記』(『神道大系』神宮編三、神道大系編纂会、昭和五十六年)一八五～一八六頁)の天永元年十月二十七日に仗議が行われ、十二月十七日に宣旨が下され、二十四日に假殿へ奉遷して間もなく心御柱を改立し、

翌二十五日には還御を迎えている。

(51) 前註(37) 所収『兵範記』巻五、一〇四―一〇五頁にある。ちなみに、還御の日時も続いて「奉移御体於正殿日時、同日庚子、時亥二点、」と掲載されている。

(52) 前註(17) 四四六頁

(53) 前註(17) 四四六頁

(54) 前註(17) 四四六頁

(55) 前註(3) 『建久九年内宮假殿遷宮記』、七八―七九頁に「奉渡御体於假殿日時」が六月七日か十六日を予定していたが、同書八二頁の注進状に、

注進当宮假殿御遷宮任重日時勘文、為立柱上棟、頭工等拜見宮地処、心御柱相違事

右件假殿御遷宮事、重任被宣下日時勘文、今月一日為奉立柱上棟、頭工等拜見宮地、去四月廿四日奉立心御柱、寄東方四寸、寄北方二寸三分、相違之由依言上、宮司禰宜等相共見知之処有其実、此旨爲隨勅定、当日柱立棟上事延引畢、爰尋先例、去天仁三年、豊受太神宮心柱朽損顛倒、可立改否事、被行公卿僉議、被問諸道之間、去応和二年、太神宮心御柱相違旧例、去正中寄傍奉立事、改立彼柱之条甚可恐之由、左大臣依被定申、不令立改之旨具也、而当時相違御柱事、不經言上者、輒依難左右所注進子細也、就中依件御柱事、假殿立柱上棟日時既延引畢、此旨不可不言上者、然則早為被裁下勅子細注進如件、

建久九年六月一日

と見えて、四月二十四日に心御柱を奉建するも、六月一日にその位置に相違が見られることが発覚し、先例に任して日時を延引し、改めて還御の日時を選定するよう注進している。その後、同書九四―九五頁に七月十六日に日時が選定され御沙汰があった旨が記されている。

(56) 前註(3) 『建久九年内宮假殿遷宮記』一一二―一一六頁に見える「御出間次第行事」

条と「還御行事」に四度見える。

(57) 前註(17) である『典略』四四七頁には、前註(15) 所収『嘉元二年内宮假殿遷宮記』の四〇三―四〇四頁より「從正殿御出時」の祝詞である「度會乃宇治乃五十鈴乃河上乃下津石根、大宮柱太敷立天、高天原上木高知天、皇御麻乃命稱辭定奉皇太后廣前、恐み恐み申給ハ、為奉御殿修理仁東宝殿仁奉移渡留状乎、平久安久知食と申」と引いていて、本文は続いて、「東宝殿奉鎮時」「從東宝殿御出時」「本宮令鎮御坐時」の祝詞文が記されている。

(58) 『神道大系』神宮編三所収『伊勢勅使部類記』(神道大系編纂会、昭和五十六年)、一八四頁

(59) 前註(43) 所収『御一宿假殿遷宮記』八一頁に「正嘉二年御一宿假殿日記云、八月十三日、御船代、直会殿奉入、為頭工等之沙汰雇人夫奉持入、禰宜各於玉串所、有拜見、彼殿仁板敷於其上奉作之(後略)」とある。

(60) 前註(17) 四四七頁

(61) 前註(17) 四四七頁

(62) 前註(3) 『建久九年内宮假殿遷宮記』、六五―七一頁

(63) 前註(3) 『建久九年内宮假殿遷宮記』、一〇七頁

(64) 前註(17) 四四七頁

(65) 前註(3) 『建久九年内宮假殿遷宮記』、六五頁

(66) 前註(15) 『嘉元二年内宮假殿遷宮記』、二二〇頁

(67) 『神宮遷宮記』第四卷所収『寛正三年造内宮記』(神宮司庁編、国書刊行会、平成四年)、一〇九頁

(68) 前註(17) 四四八頁

(69) 前註(28) 十五丁ウ

(70) 前註(28) 十四丁ウ

(71) 前註(17) 四四八頁

(72) 前註(17) 四四八―四四九頁

(73) 『神道大系』神宮編二所収『神宮雜例集』(神道大系編纂会、昭和五十五年)、六八頁

(74) 前註(73) 六八―六九頁

- (75) 前註(17) 四四九頁
- (76) 前註(17) 四四九頁
- (77) 前註(73) 六九〇七〇頁
- (78) 前註(17) 四四九頁
- (79) 前註(15) 『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』、二二七―二二八頁
- (80) 前註(28) 第四卷、十七丁オ
- (81) 前註(43) 所収『応永七年内宮仮殿遷宮記』 応永六年四月十八日条(三八一頁)、同年五月六日の注進条(三八五―三八六頁)に各掲載されている。
- (82) 前註(43) 所収『文安二年内宮仮殿遷宮記』、五八五頁
- (83) 前註(17) 四五〇頁
- (84) 前註(43) 所収『応永七年内宮仮殿遷宮記』、三七八頁
- (85) 前註(17) 四五一頁
- (86) 前註(23) 二二二頁の「内宮仮殿遷宮東宝殿」の記事を引用して、前註(17) 四四九頁中の割注で記されている。
- (87) 前註(17) 四五八―四六四頁
- (88) 前註(17) 四五八頁
- (89) 増補大神宮叢書『二宮叢典』所収『外宮子良館旧記』（神宮司庁編、吉川弘文館、平成二十五年）、九五〇頁には、「十二月廿四日、一の禰宜宮後の朝敦子良の館の二膳大夫をめされ候て、古殿仮殿へうつし御申候」とある。
- (90) 前註(17) 四六二―四六三頁
- (91) 前註(89) 九四九―九五〇頁の十二月二十日条に「宇治と国司と一所になりて候て、国司おんむき候、され共弓矢ハ山田よく候て、国司方の人を七八百人討取候、かみの城に国司方の人数こもり居申候あひた二三度かつき候へ共、其日ハおちす候間、宮山にたまらす候ておち候、榎倉の人数計、御殿の御下に八人籠候て、機をまち為候処に、宇治衆此由き、候て甲五百計にてよせ、又軍勢も上せ候て取籠候を、宇治衆を一円に切通にて落越し候て、やかて御殿へ火をかけ候て、掃部と申者腹をきり申候、のこり七人ハ応て敵をおひのけ候て、かみの我城へうち入候てきをもうち我もやかてみな討たれ候、これハ十二月廿二日なり、掃部はやかて御殿のうしとらのすみにてはらをきり申候、山田之地下ハ一円やけ申候、其時の忌ハ百日にて候、仮殿ハ文明十九年四月に御立候、(中略) かり殿出来候てちやうきやう元年九月三日ニ御遷宮候」と詳細に記載が見られ、内容が一致する。
- (92) 『三重県史』資料編中世1(上) 所収『氏経卿引付』(三重県、平成九年)、二四四頁
- (93) 前註(23) 二二六頁
- (94) 前註(89) 卷十八、「延徳元年八月十八日条」九五二頁、また「延徳二年九月十四日条」は九五二―九五三頁に掲載。
- (95) 前註(89) 卷十八、九五二頁に「やかて九月十五日た、一日に御造作仕候て、同御ふなしろも先とりあへすの事にて候間、本の御木合ふましきとて、相殿御用に木とりにつくりたて候て、うつし御申候」とある。
- (96) 前註(17) 四六四頁
- (97) 前註(17) 四六四頁
- (98) 前註(17) 四六一―四六二頁
- (99) 『神宮遷宮記』第五卷所収『天和三年内宮臨時遷宮之覚』上(神宮司庁編、国書刊行会、平成四年)、三八一頁の内容を掲載していると考えられるが、次の註(100)の『氏富記』と同様の内容であるが、文字に異同がある。
- (100) 『神宮編年記』第四十二卷(神宮文庫蔵一門第一五九一三号) 所収『氏富記』天和元年十二月十三日条に、
 一同十三日之夜子上刻、正殿并東西宝殿炎上、正殿東之御棟千木之下より出火、板垣不_レ残焼失併 御正体無_ニ御恙_一出御、左右相殿之御正体同前奉_レ出_レ之、其外公方様より御奉納之御太刀四箱并神財等少々取_レ出_レ之候、此時四祢宜経在、七経冬、九守貞、権任物忌宮奉行年寄等追々走寄、御鑱取放御戸を奉_レ開右之通也、扱 御正体之儀予氏富奉_レ戴_レ之、御政印之水ノ上之山陰ニして古殿之御船代を敷_レ覆_レ神、奉_レ遷_レ之并相殿之御霊御神宝等同所ニ安_レ之、正権祢宜物忌等、奉_レ衛上_レ護_レ之中以_ニ幔幕_一圍_レ四方、于_レ時自_ニ小林_一和地儀左衛門尉参入扱江戸注進之書付、杯持参可_レ申之由ニ候、故十祢宜経見修理氏守宮奉行之会所へ儀左衛門尉同道、申_ニ書附并絵図_一各相認渡_レ之其按

とあり、正殿の東の千木付近より出火し、正殿両宝殿を始め、最も外側の垣根である板垣までも焼失に見舞われるが、御正体と相殿神を出御すると共に、將軍奉納刀や御神宝類を取り出している。そして、御政印用の朱肉に使用するための水を探っている山の陰（恐らく荒祭宮東側の山頂付近か）へ奉遷し、幔幕で囲って奉護されている。その後、山田奉行所へ書附と絵図を添えて報告し、後に古殿を仮殿として御遷しし、臨時遷宮を行うよう注進する。

- (101) 前註(100)『氏富記』天和元年十二月十五日条
(102) 『伊勢神宮の祖型と展開』(櫻井勝之進著、国書刊行会、平成三年、二二八―三三〇頁) 前註(102) 二二六頁
(103) 前註(102) 二二六頁
(104) 前註(102) 二二二頁
(105) 前註(17) 四五二頁
(106) 前註(21) 四一〇頁
(107) 前註(38) 第四、二十頁に「大風、伊勢豊受大神宮正殿并東西宝殿瑞垣悉以顛倒、(中略)延暦、神宮炎上之時、神鉢懸_レ木、今度有_二顛倒之今中、但御鉢不_二動傾_一、奉_レ渡_二膳殿_一」とある。
(108) 前註(37) 所収『春記』の九十四頁、長暦四年八月条に「豊受宮顛倒事、永輔解状、今日奏聞事定事」とある。
(109) 前註(38) 十八卷所収『古事談』第五、九十五頁に「長久元年七月廿七日夜、大風大雨之間、子刻許、伊勢大神宮正殿、及東西宝殿、神宮瑞垣、御門等、皆悉転倒、已如_レ掃_レ地云々」とある。
(110) 前註(38) 十二卷所収『扶桑略記』第三十、三三三頁に「大風、諸国洪水、(中略)伊勢太神宮宝殿一字、并四面廊等、皆為_二大風_一顛倒、」とある。
(111) 前註(38) 第五、四十一頁に「八月四日、大風、太神宮西寶殿、豊受宮東西寶殿等顛倒、」とある。
(112) 前註(17) 四五二頁
(113) 『史料纂集』所収『公衡公記』第一(続群書類完成会編、昭和四十三年)、五四頁、弘安十一年一月十一日「神祇官卜恠異等事」条。また、『典略』の文中には当宮のことを「内宮」と加筆しているが、恐らく外宮の誤りか。

- (114) 前註(37) 『勸仲記』二卷、二四一―二四二頁
(115) 前註(28) 三丁オに、伏見天皇の正応元年九月二日条「外宮仮殿遷宮_御」とある。
(116) 前註(38) 第八、九〇頁の四月三十日条に「有_二仗議_一、(中略)又去年外宮宝殿簀子狂男上等也、」とあり、同伴が仗議されていることが見えて、「大雪の怪異」同様、仮殿遷宮の一因の範疇と考えられる。

- (117) 『凶書寮叢刊』所収九条家本『玉葉』卷三(宮内庁書陵部編、平成六年)、六〇頁、五月二日条に「二日戊子天晴(中略)去月晦日有_二仗議_一、三ヶ条事也、一者、神宮外男踏_二隠所_一、可_二作改_一哉否、并番直者可_レ有_二罪科_一哉事」と簀子を作り改めるか否かという点と番直者に罰則を与えるか否かを仗議している。同書二二六頁に、翌安元年(一一七五)六月二十八日条「来月五日云々、彼日可_レ參_レ陣也、可_レ存_二其旨_一、伊勢事、(中略)下_二豊受宮狂男所_一昇居之正殿簀子可_二造替_一之事文上仰云、」と見える事から造替することが仰せ下されて、同じく二七〇頁、同年十月十七日に「今日仮殿遷宮也、仍修_レ被_レ、雖_レ不_レ可_二必然_一、為_レ致_二敬神_一也、」と一連の運びが見える。

- (118) 前註(37) 所収『平戸記』、二〇六―二〇七頁
(119) 前註(28) 十八丁ウに「仁治二年_辛十月十七日_癸西_二外宮仮殿遷宮_一」とある。

- (120) 大神宮叢書『神宮年中行事大成』前篇所収『太神宮司神事供奉記』(神宮司庁編、臨川書店、昭和四十五年)、三四―三五頁の仁治四年(二月改元「寛元」)四月二十八日条に「外宮仮殿遷宮」とあり、同日中に「同夕、還御」とある。更に、本文でも掲げていた箇所の前後を見ると、「抑今度御遷宮非_二殿内漏湿之儀_一、去年三月十日_{狂人_{美濃国}參_二昇正殿大床_一之間、為_二御簀子御階造替_一、又同七月十九日大風之時、大松顛倒之間、破_二損西宝殿南檐_一、仍彼等為_二奉_二造替_一也、今日日中神拝奉_二拜_一見御修理、」とあって、殿内の御装束類の湿損ではなく、狂人の侵入や台風の被害等を受けたことによる複合的な理由から仮殿遷宮が行われたと見て良い。}

- (121) 『新日本古典文学大系』第十六卷所収『続日本紀』卷五、(卷第四十)(岩波書店、平成元年)五〇七頁、延暦十年(七九二)八月三日条に「夜、盜有りて、伊勢太神宮の正殿一字、財殿二字、御門三間、瑞垣一重を焼けり。(中略)また、使を遣して、これを修め造らしむ。」と見える。また、第二項でも少しく触れたが『神道大系』神宮編一所収、『太神宮諸雜事記』三四〇頁には、「太神宮正殿、東西宝殿、并重々

御垣御門、及外院殿舎等、併掃地焼亡須。爰御正躰、并左右相殿御躰、同以從猛火之中、飛出御天、御前乃黒山頂、放光明天懸御世利。錦綾色々御装束、幣物乃辛櫃八合、調絹千四百疋、同糸四百六十綯、太刀六百九十腰、弓箭梓楯、御鏡種々神宝物等、千万併焼亡畢。仍宮司且急造飯殿、奉鎮御躰、且注具由、言上於神祇官。隨則上奏。(後略)とある。

- (122) 前註(43)所収『応永七年飯殿遷宮記』、三七七頁にみえる。抑々、応永五年閏四月二日の注進状(『同書』三六七〜三六八頁)には「去月廿四日朝、字彦次郎男弘雅參宮人指南之時、正殿御戸被開御之由、拜見之趣(中略)正殿之御戸西方被開給、御鑣之打立元金離戸西方抜給、其外盜人推參之粧在之、忿逐檢知可被差固御鑣之由、宮司忠澄令告知、以同廿六日、彼代官召具家郷神主、任例禰官等大麻令參昇、先奉推立御戸訖、但於氏茂者、當時依為所勞不參、次以今月一日宮司致檢知(後略)とあつて、内宮長官であつた氏茂神主以下で檢知して、閏四月一日には宮司以下で檢知が行われている。

- (123) 前註(38)第十五、一九五頁の九月二十日条に「今夜、有仗議、太神宮御船代干透鼠出入有其恐可被造替哉事也、」とある。

- (124) 外宮における建長期の鼠による被害は、前註(38)『百鍊抄』第十六、二三三頁に「權中納言公光卿被行軒廊御下、伊勢外宮御裝束已下為鼠喰損事、」と見える。

- (125) 前註(58)所収「康安元年外宮心御柱落筋事一」、一七五頁

- (126) 前註(17)四五四頁

- (127) 前註(15)所収『永仁五年内宮飯殿遷宮記』、一一五頁

- (128) 前註(38)十三卷所収『続史愚抄』(前編)第十七、四六三頁の元亨元年七月二十三日条に「有内宮飯殿遷坐、是心柱纏布鼠喰損故云」とある。

- (129) 前註(17)四五四頁

- (130) 前註(17)三六九頁

- (131) 前註(73)六一〜六二頁に

一奉覆神畜類喰損事念

康平元年十一月十八日、奉立外宮造替遷宮心柱畢。或云十月十九日、

上棟奉葺之間、以同廿八日夜、從楛中牛入來、喰損榑葉之由、針返内人有松、同廿九日辰時所見付也。仍經奏聞之後、依同二年正月十九日宣旨、奉替榑葉。先是被行御下。神祇官陰陽寮勘申云、奉為公家無咎、本所神事違例所致也云々。

康平二年七月廿日夜、外宮心御柱奉覆榑、為牛被喰損畢。仍遣宮使元範朝臣上奏之処、早可立替榑之由、被下宣旨了。即如前一禰官等與山向内人奉替之。

寛治三年十一月廿四日、被下宣旨、十二月一日、外宮飯殿心柱從榑造出、安置宮處。同廿四日為奉立、同三日令掃除次拜見處、奉覆件心柱榑葉被喰損也。如見在跡、為牛被喰損也。辰時見付之、不奉立心柱、即日上奏之後、被行御下也。隨殊致祈禱、可攘除其難之由、同年十二月廿四日被下宣旨也。同十一月十四日、且改下飯殿事始日時、且心柱榑葉事、任康平例、可宛用之由、被下宣旨也。

とある。

- (132) 前註(73)六二頁

- (133) 前註(28)第五卷、八丁オ

- (134) 前註(17)四五五頁

- (135) 前註(17)四五五頁

- (136) 前註(17)四五五頁

- (137) 前註(73)所収『皇代記』、一四八〜一四九頁に、延暦十一年(七九二)に臨時遷宮が行われたことの記述が見える。

- (138) 式年の異例については、これまで前回遷宮より数えて二十年目を式年としていたが、康永二年(一三四三)の内宮式年遷宮以降、滿二十年を迎える二十一年目を遷御の年と定められた。大外記中原師茂注進の「伊勢太神宮遷宮今年就延引被行例」に式年式月延引の旨が記され、後世に中川経雅神主著『大神宮儀式解』に「元亨正中の比までは古のごとく廿年一度遷宮なりけるに、康永貞和の遷宮より式年にたがひ、

廿一年にあたりて造替する事起れり。」と述べ、康永期を境に式年の年限に異同が見られる。

- (139) 前註(17) 四五五頁
(140) 前註(38) 八三頁
(141) 前註(17) 四五五頁
(142) 前註(67) 所収『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』、一四五～一四六頁
(143) 前註(67) 一四八～一四九頁の明応六年九月二十六日条に「件御遷宮事、為_レ廳載_レ雖_レ有_レ議定、天下ヲモ不_レ被_レ経私トシテ可有_レ御沙汰_二事、且神慮之恐、且天下ヨリノ御評、又ハ御装束ノ絹布、其外地鎮後鎮以下ノ祭物等定テ可_レ為_二不足_一(中略)次第神事之祭物等不足アリ、雖_レ為_二新儀_一儲殿ニ奉_レ鎮_二御身_一云々」と見えて、同書(二六〇頁以降)十月十二日条に御出行事として遷御の次第が掲載されている。
- (144) 前註(17) 四五六頁
(145) 前註(92) 所収『宮司引付』、一一六～一一七頁、明応六年十月十二日条
(146) 前註(17) 四五七頁
(147) 前註(17) 四五七頁
(148) 前註(67) 所収『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』、一七八～一八〇頁に「去十二日奉_レ藏_二御神祓於諸人_一畢、件了簡誠是暫時儀也、以_レ夜繼_レ日被_二急_一造替、奉_レ鎮_二御神祓於本式_一者、神慮之快然御神忠之瑞一御祈祷之專一、天下之政何事如之哉、仍注進如_レ件、以_レ解」とある。
- (149) 前註(92) 七五～七六頁
(150) 前註(17) 四五七頁
(151) 守良は、内宮へ近江国永原氏の造営費の寄進があったことを『豊受皇大神宮遷御近例』(神宮文庫蔵一門五八八三号)「天文十年仮殿遷宮事」の条「去歳自内宮神主一_レ栋宜守兼命_二近江国永原某官、有_レ内宮可_レ遂_二御造替_一之沙汰」より引いている。そして、前註(67) 所収の『天文十一年内宮仮殿遷宮記』にも下行に関する記載が見当たらないが、近江の武士である永原越前守の特志による寄進等から諸祭が進められ、翌十一年十二月一日に仮殿遷宮が行われていることから、儲殿遷宮に分類したと思われる。

(152) 『万治年中仮殿遷宮記』(神宮文庫蔵一門一一七二四号)の万治元年閏十二月三日の注進状

- (153) 同名の文書が見当たらず、異名同本と考へ得る『浦田家旧蔵資料』(神宮文庫蔵一門一七三二〇号)にも、その記載が見当たらない。
- (154) 『司家之旧記』卷一(神宮文庫蔵一門七四二六号)
(155) 前註(28) 第五卷、八丁オウウに「永祿七年日記云(中略)永祿八年五月豊受太神宮神主注進」に続いて記載されている。
- (156) 前註(17) 四四七頁
(157) 前註(17) 四五八頁
(158) 前註(67) 所収『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』、一四六頁
(159) 前註(67) 所収『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』、一四五～一七六頁
(160) 前註(67) 所収『永正十八年内宮仮殿遷宮記』、一八七頁
(161) 前註(67) 所収『永正十八年内宮仮殿遷宮記』、一八七～二二九頁
(162) 前註(67) 所収『永正十八年内宮仮殿遷宮記』、二二三頁
(163) 前註(67) 所収『永正十八年内宮仮殿遷宮記』、二二八～二二九頁
(164) 前註(67) 所収『永正十八年内宮仮殿遷宮記』、二二九頁
(165) 前註(67) 所収『永正十八年内宮仮殿遷宮記』 解題
(166) 福山敏男氏、『神宮―第六十回神宮式年遷宮―』所収「神宮の建築とその歴史」(相賀徹夫編、小学館、昭和五十年)の「両宮正殿の形式」における「皇大神宮正殿の形式」、一五九頁
- (167) 前註(17) 三九二頁
(168) 前註(17) 三九二頁
(169) 前註(166) 一五九頁
(170) 前註(166) 一五九頁
(171) 前註(67) 所収『慶長三年内宮仮殿遷宮記』、六二七頁
- (ほりかわ ひでのり・
神宮宮掌 皇學館大学研究開発推進センター神道研究所共同研究員)

『神宮典略』に見える両宮正遷宮及び式年外遷宮一覽

分類	正遷宮	年	月	日	造	宮	使	神	備	宮	考
I	1	延暦	四年	九月	十八日	造宮使神祇大祐正六位上中臣弟牧					
III		延暦	十一年	八月							
I	2	弘仁	元年	九月	十六日	造宮使					
I	3	天長	六年	九月	十六日						
I	4	嘉祥	二年	九月	十六日						
I	5	貞觀	元年	九月	十六日						
I	6	仁和	二年	九月	十六日	造宮使散位大中臣朝臣罕雄					
I	7	延喜	五年	九月	十六日						
I	8	延長	二年	九月	十六日						
I	9	天慶	六年	九月	十六日						
I	10	応和	二年	九月	十六日						
I	11	天元	四年	九月	十七日						
I	12	長保	二年	九月	十六日						
I	13	寛仁	三年	九月	十七日	造宮使從五位下為信					
I	14	長曆	二年	九月	十六日	祭主永輔					
II	15	長久	四年	四月	四日						
I	16	天喜	五年	九月	十六日	造宮使從五位下出羽守永清					
II	17	治暦	二年	八月	二十五日						
I	18	承保	三年	九月	十六日	造宮使神祇伯從三位親定					
II	19	寛治	四年	十月	二十二日						
II	20	寛治	六年								
I	21	嘉保	元年								
II	22	嘉保	元年								
II	23	寛治	四年								
I	24	嘉保	二年	九月	十六日	造宮使常陸守親仲					
II	25	康和	五年								
II	26	天永	元年	十一月	二十七日	依二心御柱立替一 御殿修補、奉レ立二心御柱一 御一宿					
II	27	永久	二年								
I	28	永久	二年	九月	十六日	造宮使參議正三位清親					
II	29	大治	元年	十二月							
I	30	長承	二年	九月	十六日	造宮使神祇少副清宣					
II	31	久安	二年	十一月	十六日	造宮使神祇少副清宣					
I	32	仁平	二年	九月	十六日	造宮使神祇少副清宣					

分類	正遷宮	年	月	日	造	宮	使	神	備	宮	考
I	1	延暦	六年	九月	十五日						
I	2	弘仁	三年	九月	十五日						
I	3	天長	八年	九月	十五日						
I	4	仁寿	元年	九月	十五日						
I	5	貞觀	十二年	九月							
I	6	寛平	元年	九月							
I	7	延喜	七年	九月	十五日						
I	8	延長	四年	九月	十五日						
I	9	天慶	七年	十二月							
I	10	康保	元年	九月	十五日						
I	11	永觀	元年	九月	十五日						
I	12	長保	四年	九月	十五日	造宮使祭主佐国					
I	13	治安	元年	九月	十五日	造宮使大司為公					
II	14	長曆	四年	七月	二十七日						
II	15	長曆	四年	八月	七日	造宮使大司明輔					
I	16	天喜	元年	四月	二十八日						
I	17	康平	二年	九月	十五日	造宮使神祇少輔元範					
I	18	承暦	二年	九月	十五日	造宮使上野介永実					
II	19	寛治	四年	十二月	二十四日	造宮使神祇大副輔清					
I	20	承徳	元年	九月	十五日						
II	21	天永	元年	十二月	二十四日						
I	22	永久	四年	九月	十五日	造宮使從五位下永信					
II	23	大治	元年	四月	十一日						
I	24	保延	元年	九月	十五日	造宮使從三位親章					
I	25	久寿	元年	九月	十五日	同上					
II	26	嘉応	元年	十二月	十九日						
II	27	承安	元年								
II	28	承安	二年	二月	二十三日						
I	29	承安	三年	九月	十五日	造宮使権大副為定					
II	30	承安	四年								
II	31	元暦	二年	四月	二十一日						

II ①	I	29	元徳 二年十二月十三日	造宮使正三位隆実	立替心御柱
II ①	II ①		元亨 三年九月十六日		依心御柱纏布鼠喰也
II ①	II ①		元亨 七年七月二十三日		正殿修補
I	II ②	28	嘉元 二年十二月二十二日	造宮使神祇權大副久世	東宝殿、依御裝束濕損也
II ②	II ①		嘉元 二年十月二十四日		依御裝束鼠喰也
II ①	II ①		正応 五年五月九日		
II ①	II ①		正応 五年十月十日		
II ①	II ①		正応 三年九月十一日		
I	II ①	27	弘安 八年九月十六日	造宮使同前	
II ①	II ①		弘安 六年六月十一日		修補正殿
II ①	I	26	文永 三年九月十六日	造宮使神祇權大副為繼	
II ①	II ①		文永 元年七月十六日		
II ①	II ①		建長 六年七月二十六日		改立心御柱
II ①	II ①		宝治 二年四月十七日		御被奉改替
I	II ①	25	宝治 元年九月十六日	造宮使從四位下權大副棟長	依御裝束濕損
II ①	II ②		仁治 三年十月二十二日		古宮、心御柱御飾錯乱
II ②	I	24	安員 二年九月十六日	造宮使神祇權少祐清経	
II ①	II ①		嘉祿 元年十一月二十三日		
II ①	II ①		承久 二年十一月十八日		
II ①	II ①		建保 六年四月十九日		
I	II ①	23	承元 三年九月十六日	造宮使正四位上權大副為定	(※2)
II ①	II ①		元久 二年四月三日		
II ①	II ①		元久 元年十二月二十七日		
II ①	II ①		建久 九年七月十六日		修理正殿
II ①	II ①		建久 七年四月二十二日		
I	II ②	22	建久 元年九月十六日	造宮使神祇權大副清定	
II ②	II ①		建久 元年八月二十五日		東宝殿、依心御柱朽損奉立替也
II ①	I	21	治承 三年九月十六日	造宮使神祇權大副宣隆	
I	III		承安 元年九月十六日		依炎上
II ①	II ①		嘉応 元年十二月十六日	造宮使永親	
II ②	II ②		仁安 三年十二月二十一日		奉遷忌火屋殿依炎上也
II ①	II ①		長寛 元年		

II ①	II ①		永仁 五年三月十九日		
II ①	II ①		永仁 四年九月二日		(※6)
I	II ①	27	弘安 十年九月十五日	造宮使祭主為繼	
II ①	II ①		弘安 八年三月二十二日		
II ①	II ①		弘安 七年九月九日		
II ①	II ①		弘安 三年九月一日		
II ①	II ①		文永 十一年十月六日		
II ①	II ①		文永 八年七月六日		
I	II ①	26	文永 五年九月十五日	造宮使祭主定世	
II ①	II ①		文永 四年三月二十五日		
II ①	II ①		文永 元年六月二十八日		
II ①	II ①		弘長 二年八月二十八日		
II ①	II ①		正嘉 七年四月二十二日		
II ①	II ①		建長 五年三月四日		
II ①	II ①		建長 四年四月二十一日		
I	II ①	25	建長 元年九月二十六日	造宮使權大副知経	
II ①	II ①		宝治 二年七月十日		
II ①	II ①		寛元 四年十二月二十七日		
II ①	II ①		寛元 元年四月二十八日		
II ①	II ①		仁治 二年十月十九日		
II ①	II ①		嘉禎 元年十月八日		
I	II ①	24	寛喜 二年九月十五日	造宮使祭主隆通	(※5)
II ①	II ①		寛喜 元年四月六日		
II ①	II ①		嘉祿 二年四月十九日		
II ①	II ①		嘉祿 元年四月十四日		
II ①	II ①		承久 二年七月十六日		
II ①	II ①		建保 五年四月十八日		
II ①	II ①		建保 三年四月二日		
I	II ①	23	建曆 元年九月十五日	造宮使權大副親経	
II ①	II ①		承元 四年三月六日		
II ①	II ①		承元 三年四月十日		
II ①	II ①		建永 二年四月二十二日		
II ①	II ①		正治 二年三月二十五日		
I	II ①	22	建久 三年九月十五日	造宮使權大副宜経	

I	47	文化	六年九月一日		
I	46	寛政	元年九月一日	造宮使祭主季忠依、飯大司長光	
I	45	明和	六年九月三日	同上	
I	44	寛延	二年九月三日	和忠	
I	43	享保	十四年九月三日		
I	42	宝永	六年九月二日	造宮使祭主景忠	
I	41	元禄	二年九月十日	造宮使祭主景忠	
III		天和	三年三月十日		
II②		天和	元年十二月十三日		古殿（※3）
I	40	寛文	九年九月二十六日	造宮使祭主景忠	
III		万治	二年十一月二十五日	造宮使大司精長	
II①		万治	二年四月十八日		
II③		万治	元年閏二月二日		依 ₁ 炎上 ₁
I	39	慶安	二年九月二十五日	同上	
I	38	寛永	六年九月二十一日	造宮使祭主友忠	
I	37	慶長	十四年九月二十一日	造宮使祭主種忠	
II①		慶長	三年六月一日		依 ₁ 御萱修補 ₁
I	36	天正	十三年十月十三日	造宮使祭主慶忠	
II①		天正	三年三月十六日		
II③		天文	十一年十一月一日		
II③		永正	十八年六月十三日		
II③		明応	六年十月十二日		依 ₁ 正殿朽損 ₁
I	35	寛正	三年十二月二十七日	造宮使従三位秀忠	
II①		文安	二年九月十八日		依 ₁ 心御柱御飾錯乱 ₁
I	34	永享	三年十二月十八日	造宮使従三位宗直	
II②		応永	二十七年		東宝殿
II①		応永	二十五年八月二十一日		御 ₁ 宿
I	33	応永	十八年十二月		依 ₁ 正殿千木折 ₁
II②		応永	七年六月二十七日		東宝殿、依 ₁ 盜襲束紛失事 ₁
I	32	明德	二年十二月二十日		御 ₁ 宿
II②		明德	二年六月二十二日		東宝殿
I	31	貞治	三年二月二十六日	造宮使祭主親世	
II②		貞治	二年六月二十六日		東宝殿
I	30	康永	二年十二月二十八日	造宮使大中臣親忠	

I	45	文化	六年九月四日		
I	44	寛政	元年九月三日	（※11）	
I	43	明和	六年九月六日		
I	42	寛延	十四年九月六日		
I	41	享保	六年九月五日		
I	40	宝永	二年九月十三日	同上	
I	39	元禄	九年九月二十八日	造宮使祭主景忠	
II①		寛文	四年十二月三日		
I	37	慶安	二年九月二十七日	同上	
I	36	寛永	六年九月二十三日	造宮使祭主友忠	
I	35	慶長	十四年九月二十七日	造宮使祭主種忠	
II①		慶長	三年六月六日		
I	34	天正	十三年九月十五日	造宮使祭主慶忠	
II②		天正	九年十月二十七日		古殿（※10）
II③		永禄	八年六月九日		
I	33	永禄	六年九月二十三日		
II③		天文	十年九月二十六日		
II③		永正	十八年六月十三日		
II①		文龜	元年九月十六日		
II③		延徳	二年九月十六日		依 ₁ 炎上 ₁
II①		長享	元年九月三日		
II②		文明	十八年十二月二十四日		依 ₁ 炎上 ₁ 奉 ₁ 遷古殿 ₁
II①		享徳	元年十二月十九日		
I	32	永享	六年九月十五日	造宮使従四位上清国	
II①		永享	元年十二月二十五日		
II①		応永	二十九年十二月二十四日		
II①		応永	四年		（※9）
II①		嘉慶	二年		
I	31	康暦	二年九月八日	造宮使従三位忠直	（※8）
I	30	貞和	元年十二月二十七日		
II①		嘉暦	二年八月十三日	造宮使権大副隆基	
I	29	正中	二年九月十五日		
II①		正和	二年		（※7）
I	28	嘉元	四年十二月	造宮使祭主隆実	
II①		正安	元年十一月二日		

前提として当表は『典略』掲載のものを活字化し、他に認められる物を含めず延暦期から文化期までの各遷宮を列挙している。従って、正遷宮の回数は、採用方法が異なり現在と齟齬が見られると同時に、応永年間の正遷宮が欠落しているため、注を付けて指摘しておきたい。加えて、分類にあたり優先順位として、正遷宮、臨時遷宮、仮殿遷宮の諸殿舎・儲殿の順に分類し、それ以外の遷宮をすべて新造の仮殿遷宮として分類した。

※1 『神宮典略』中で、東宝殿で齋行された初見ではないとしている。

※2 元久三年か。（『弘安二年内宮仮殿遷宮記』）

※3 十三日は山中へ奉遷した日で、仮殿を新造し遷御した日は翌十四日。

※4 嘉保二年に御饌殿奉遷の記述があり、Ⅱ②と分類できる。

※5 正遷宮の前年にあたり、既存の殿舎に奉遷した可能性がある。

※6 九月二日となっているが、『師守記』には八月二十三日と見える。

※7 十二月二十日か。（『実躬卿記』）

※8 二月八日か。（『康暦二年外宮遷宮記』）

※9 応永七年二月二十八日（『皇代記付年代記』）、応永二十六年十二月二十一日（『二所太神宮例文』）の正遷宮が欠落か。

※10 櫻井勝之進氏の『伊勢神宮の祖型と展開』「第五、神宮祭祀の諸問題」「三、古殿の存置」に、「永祿八年（一五六五）六月、御萱禰落による仮殿遷宮にも古殿を充てたとあるが、これも天文十年（一五四一）の仮殿を古殿と称したと思われる」と述べている。

※11 九月四日か。（『寛政元年外宮遷宮記』）

Research on the transfer of the kami of Ise Jingu to temporary sanctuary:

with a focus on an argumentation by Mr. Moriyoshi Sonoda
the priest of Ise Jingu in the Edo period

HORIKAWA Hidenori

《Summary》

This paper is a study of the history of the Shikinen Sengu at Ise Jingu. I would like to indicate the results of my research on the transfer of the kami enshrined in the main sanctuary to the temporary palace while the main sanctuary is being repaired.

The Holy Mirror (a symbol of Amaterasu-Omikami) is moved to the temporary sanctuary by the Jingu priests. In this case, it is called “Temporary Palace Sengu”.

And I would like to examine it from the Middle Ages to the Early Modern period.

There is no noteworthy record of “Temporary Palace Sengu” before the 『Jingu Tenryaku』 written by Moriyoshi Sonoda in the late Edo period.

In that record, we can understand from the twelfth to the sixteenth century, while conducting the “Temporary Palace Sengu”, the main sanctuary and kami has been protected. However, various changes were made during the long period when Shikinen Sengu could not be carried out, and at the same time, the significance of “Temporary Palace Sengu” has been in transition.

The first point, the head of the “Temporary Palace Sengu” was transitioned from an imperial envoy to the chief priest of the Ise Jingu.

Secondly, Ise Jingu has conducted its own “moukedono-sengu”, which refers to the implementation of “Temporary Palace Sengu”.

This is because they did not only repair the main sanctuary, but also perform the same Shikinen Sengu rituals so that they could continue to do so for future generations.

Finally, a wise decision was made to have wooden shingles laid under the thatched roof. The durability of the main sanctuary was greatly improved, and the “Temporary Palace Sengu” came to an end.

After that, the ceremonial relocation of the Ise Jingu under the stable government of the Edo shogunate can be classified as “Modern Shikinen Sengu”.